

大正



大江村役場 [大正13年大江村勢一班]



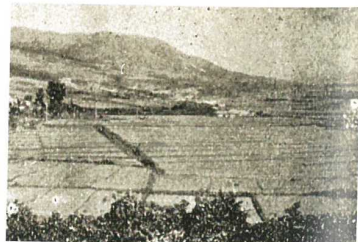
仁木村の市街地 [大正13年大江村勢一班]



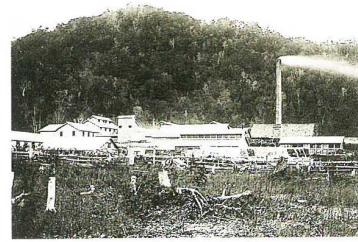
第1回国勢調査員 (大正9年) (平位家蔵)



養蜂風景 (大正末) (野村家蔵)



長沢地区の水田 (大正末)

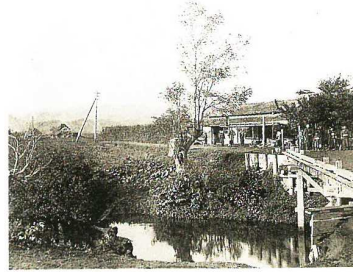


然別鉱山 (明治29年) (北海道大学附属図書館蔵)



仁木村の藍畑 (明治末) (北海道大学附属図書館蔵)

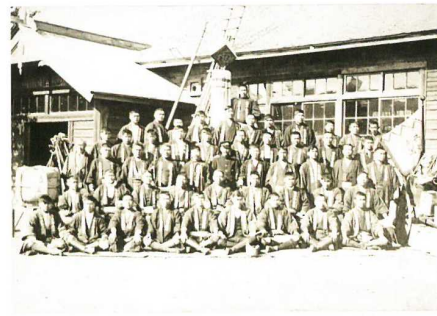
明治



種川橋と木村喜平の店 (明治末) (北海道大学附属図書館蔵)



野村為次郎宅 (明治末) (野村家蔵)



仁木共和義団 (明治42.3年頃、纏贈呈記念) (中川家蔵)

小高取(武士待遇)藍師、豪農の家に生まれた竹吉は、藍作の適地を求めて渡道し、北海道仁木町を開拓して、藍作を行った。明治末の藍畑の写真。

北海道仁木町の開拓者 北海道に藍作の地を求めた 仁木竹吉(児島村【粟島・善入寺島】の小高取(武士待遇)藍師の家出身)と藍に関する記述

北海道仁木町の開拓者 北海道に藍作の地を求めた
仁木竹吉(児島村【粟島・善入寺島】の小高取(武士待遇)藍師の家出身)と藍に関する記述

仁木神社 仁木竹吉碑

開祖の碑



栗屋貞一碑 (大江神社)



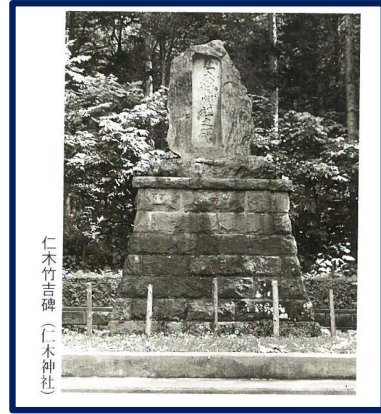
山川藩五郎碑 (銀山駅下)



元木孫市旧記念碑



元木孫市碑 (長沢神社)



仁木竹吉碑 (仁木神社)



久保勘次郎碑 (尾根内神社)

序 文



仁木町の開拓は、明治十二年に仁木竹吉翁率いる三百六十余名の先人たちによって、入植が行われたのが嚆矢であります。

爾来、明治十五年大江地区の入植開拓をはじめ、地区ごとの入植開拓が相次ぎ百二十年を経て年号は異なりますが、奇しくも平成十二年に『新仁木町史』が刊行される運びとなりました。

本町では昭和四十三年に刊行されました『仁木町史』に新たに発見された史実を加え、更なる刊行後の足跡を記録した新町史の編さん事業を、平成五年より取り組んでまいりました。

開基百二十年の記念すべき年に『新仁木町史』を刊行し、本町がどのような歴史を刻んで今日に至ったかを記録して、永く後世に伝える事は極めて意義深いことでもあります。

時を超えて語りかける歴史の声は、後世に大きな指針を与えるものであります。この『新仁木町史』が町民各位をはじめ、多くの方々の座右の書として広く読まれ活用され、仁木町発展のためのよき指針となることを願うものであります。

終わりに本書の発刊に当たって、ご尽力いただきました編さん委員、札幌大学講師の中村英重先生並びに編集委員各位をはじめ、貴重な資料をご提供頂いた町内外の皆さん及び関係機関、団体のご協力に対し、心から敬意と感謝を表します。

平成十二年三月

仁木町長 藤田清司

新仁木町史 巻頭P 平成12年3月30日 仁木町発行

第三章 徳島県移民と仁木

一、仁木竹吉の北海道調査

竹吉の生家 本章では、徳島県移民がどのようにして仁木へ移住し、と生い立ち 徳島コロニーを形成するようになったのかを、ここでは明治十年代の移住動向について、豊富に残された各種の資料をもとに、詳細に述べていくこととする。

まずその発端となり、仁木開拓の「開祖」となったのは仁木竹吉であるが、竹吉の略伝は『北海道人名辞書』(天3)、高橋理一郎『北海道開発事績』(天10)、若林功『北海道開拓秘録』(昭24)、『開拓の群像』(昭44)、『北海道開発功労者関係資料集録』(昭46)、河野常吉『北海道人名字彙』(昭54、執筆は大正六年)などに記載がある。いまそれらをもとに彼の生い立ちをうかがうことにするが、竹吉が明治十二年十二月に勸業課雇となるに際して開拓使へ提出した「履歴書」(勸業課公文録) A4-173、道立文書館。以下同館は道文と略記)によると、生年月日は天保五年(一八三四)三月十七日である(仁木竹吉翁遺稿)は天保二年七月とする。生誕地は麻植郡児島村であり、現在の徳島県川島町である。本籍は同村百五十七番地となっている。父親は「履歴書」に記載がないが、一般には仁木源左衛門であり、長男(『北海道開発事績』)あるいは二男であったとする二説に分かれている。『北海道人名字彙』、『北海道

開拓秘録』は大島源左衛門の二男とし、仁木家には養子で入ったとする。仁木家蔵の戸籍謄本は仁木源左衛門の二男とあり、養子であった形跡はみられない(前者が正しい。後述)。仁木家は代々、徳島(蜂須賀藩)の家老であり、淡路島と美馬郡脇町などを所領とした稲田九郎兵衛に仕える陪臣であり、藍製造を業としていた。『北海道開発事績』は、「仁木家は代々由緒ある郷士にして、世々藩主に誠忠の聞え高き名門なり」としている。

仁木竹吉の経歴についてであるが、先の「履歴書」には、以下のよう

- 一、天保十一年子正月ヨリ阿波国阿波郡香美村佐藤丈左衛門三從ヒ、元治元年十二月迄二十五年間剣術研究。
- 一、天保十一年子正月ヨリ阿波国麻植郡宮島町青山賢之進、同阿波郡香美郡佐藤健吉二從ヒ、弘化四年末十一月迄六年十一月渡学研究。
- 一、慶応二年寅年二月徳島藩ニ於テ藍製取締方、同二年十一月迄元年十二月奉仕。



仁木竹吉履歴書
【勸業課公文録】

これによると竹吉は天保十一年(一八四〇)か

ら元治元年(一八六四)までの二五年間を佐藤丈左衛門より剣術を、同じく天保十一年から弘化四年(一八四七)までの約七年間を青山賢之進、佐藤健吉より漢学を学んでいた。両者を開始した天保十一年は竹吉が六歳の時に当たり、武士として必須であった剣術と漢学を学ぶことになったのであろう。

その後、青年期に達して家業である藍製造を受け継ぐ一方で、慶応二年(一八六六)には徳島藩の藍製取締方に任じられるようになる。彼が北海道で藍の栽培を熱心に取り組むのも、こうした事情によるものである。

「稲田家御家中筋目書」 仁木竹吉は稲田家の家臣であったが、大島家から仁木家へ養子として入ったことが、『稲田家御家中筋目書』(猪井達雄編)に記載されている。これによると竹吉は嘉永六年(一八五三)一月十九日に、「此者儀麻植郡児島村大島源左衛門七男之処、伊兵衛男子無之ニ付養子之仕度旨願出ニ付、願出之通養子ニ被仰付候」と、大島源左衛門より仁木伊兵衛のもとへ養子に入ることが許可となっている。竹吉は源左衛門の七男であった。

其方七男竹吉儀、稲田九郎兵衛殿家来美馬郡拜原村住居仁木大藏小家伊兵衛男子無之ニ付、家督相続之養子ニ相望候ニ付指遣度旨ヲ以竹吉殿之儀願出候ニ付、九郎兵衛殿方相「鑑」候処右旨趣相違無之、竹吉殿於指遣ハ伊兵衛家督相続之養子ニ可申付旨返答令承知候。仍而願之通承届之竹吉殿指遣如件。

- 嘉永五年八月 麻植郡児島村小高取
- 大島源左衛門とのへ
- 赤川三郎右衛門 御印
- 子ノ十月 麻植郡児島村小高取
- 大島源左衛門 印

これによると竹吉は嘉永五年八月に、養子へ「指遣」すために赤川三郎右衛門から「暇指遣」を得ていた。これからすると竹吉は、この時点まで赤川三郎右衛門へ奉公していたようである。実家の大島源左衛門は麻植郡児島村の小高取であり、養家の仁木伊兵衛は美馬郡拜原村の住居であった。「暇指遣」となる嘉永五年は竹吉一八歳の時となる。

こうして竹吉の経歴で不明であった養子問題はこの史料で解決をみるが、ここでまたいくつか新たな問題が起きている。第一に、後年の戸籍謄本には父を仁木源左衛門とし、仁木伊兵衛としないこと。源左衛門も仁木姓ではなく大島姓であったことである。第二に、養家の仁木家は美馬郡拜原村であったが、大島家の麻植郡児島村で通していること。第三に、竹吉は七男であったのに二男とされていること、以上の三点である。これらの検討は今後の課題となるであろう。

渡道の動機 では、仁木竹吉がまだ未開地であった北海道に渡り、大がかりな移住事業を起こすことになった動機、理由は何であったろうか。「北海道開発事績」には渡道の理由につき、以下のよう

北海道仁木町の開拓者 北海道に藍作の地を求めた 仁木竹吉(児島村)粟島・善入寺島【の小高取(武士待遇)藍師の家出身】と藍に関する記述

偶々明治七年郷里吉野川大洪水の為に氾濫して流域の田畑流失し、一面石原と化する惨状を呈し、農民の窮乏惨状に黙するに不忍、竹吉率先此罹災村民を救ひて今後の楽園を本道に帯んとして、明治八年草創時代の本道に渡来して本道各地を抜渉する……

これによると竹吉は、吉野川の水害に苦しむ流域の農民の窮乏、惨状を救済するために、「今後の楽園を本道に帯んとして」渡道したとされている。実際、四国三郎と呼ばれた吉野川は暴れ川であり、たびたび氾濫を繰り返して流域の人々を苦しめていた。特に竹吉の郷里となる児島村は、善入寺島という吉野川と善入寺川との間にある巨大な中州(川中島)に位置し、それだけに洪水の被害と恐怖は深刻なものがあつた。

吉野川の洪水は逆に流域へ豊かな沃土をもたらし、藍の栽培に最適な土壌を形成していたし、豊富な水量と緩やかな大河の流れは水運を盛んにし、その恩恵にも多大なものがあつた。けれども、善入寺島などは濁流がまともに押し寄せ、農地が「石原と化する」だけに転地をせざるを得ない状況に立たされていったといえる。竹吉の渡道と視察は、これらの農民の窮地を救うことであつたと判断してもいいであろう。

渡道の経過 竹吉の渡道の経過については、彼が明治四十四年に記した「仁木竹吉翁遺稿」が詳しい。以下、これをもとに



善入寺島の全景 【川島町史】

記述していくことにすると、竹吉は明治八年一月十八日に高知県麻植・阿波郡長宛に「北海道渡航ニ付御添翰願」を提出した。そこで渡航の理由については、

北門ノ鎮守タル北海道移住策ノ急務ナルヲ悟リ、該地ノ荒蕪ヲ開キ貧民ヲ誘導移住セシメ就産ノ結果ヲ得セシメタラシニハ、一ハ以テ該地殖民ノ御趣意ニ叶ヒ、不肖竹吉報國ノ微衷貫徹シ一挙而得ト奉存候。

と述べ、北海道の殖民と開拓の国家政策、「貧民」の移住と就産、以上の二つを遂行するために渡航するものとし、開拓使宛の添書を求めている。なお当時、徳島県の県域は高知県の所轄となつていた。徳島県として一県が設置されるのは明治十三年三月である。

二月五日に高知県から開拓使東京出張所宛の添書を得た竹吉は、二月十九日に東京に着き、旧徳島藩主である蜂須賀茂韶を訪問して「出京ノ旨趣」を述べた。茂韶は「殊ノ外御機嫌、殊シク」、「其許ノ北海道開拓ノ熱心ナルヲ見聞スルニ予ニ於テモ黙視難シ、可及限り尽力スベシ」と協力を約束し、開拓次官黒田清隆との面談の機会をはかってくれた。茂韶は、「貧民等ノ将来授産ノ途ヲ得セシメ、一ハ当道物産蕃殖ヲ謀リ官私ノ中間ニ立」つものとして竹吉を清隆に紹介し、竹吉は二十三日に黒田清隆と会うことになる。竹吉は改めて北海道開拓と北門鎮守の急務なること、そのためには移住民誘導の必要性を説き、また北海道でも徳島県の特産品である藍、煙草の栽培と製造を行う計画であることを述べていた。

この中で竹吉は特に、美馬郡前中島村出身である岡本監輔を「不肖ノ友人ノ内別懇ナリ」とし、「君一番奮起シテ国家ノ為メ一身ヲ犠牲ニ供シ、移住民ヲ誘導開拓ニ従事スルハ此時ナリ」と、監輔がしきりに竹吉取量表が掲載され、また、「該地ノ実況層札ノ上詳細上陳ニ及ブ」としている。九年中は静内にて試作につとめ、「拡張論」も静内にて執筆していたようである。

藍栽培 仁木竹吉が渡道後、もつとも主力を注いでいたのは藍栽培であつた。藍栽培は、竹吉が滞在していた静内では明治九年から製藍を開始し、十年に藍玉が生産されていた。これは竹吉とも関係があるように思われる。竹吉は十年七月に大阪へ出張し、朝陽館主の五代友厚より、インド製藍の伝授を受けたという。朝陽館は薩摩藩出身の政商であり、関西の実業界の巨頭であつた五代友厚が、輸出を目的に九年に創設した製藍会社である(十五年に休業)。

『北海道人名字彙』には、竹吉が十一年に、「開拓使勸業課に雇はれ、静内郡に於て藍製製造に従事す」とあるので、十一年にも静内郡にて製藍を行つていたようである。そして十二年には『履歴書』に、「明治十二年一月東京開拓使へ北海道藍草産殖方義建白、同年三月当道ニ於テ藍草植付并ニ製造法方教授ノ許可ヲ得」たと記している。十二年一月に建白した「北海道藍草産殖方義」は本文が残っていないが、おそらく規模を大きくして藍栽培を行うことを進言したものとみられる。ただ、これが東京出張所に出されていることは、この時期、竹吉は北海道を離れ東京に滞在していたようである。

仁木竹吉の藍栽培と製造は、稲田邦植が支援の上で静内郡の高岡為右衛門と共同で立案されたものであつた。十二年二月二十日に東京出張所の安田定則から札幌本庁の調所広文宛の文書には、以下の照会が送られている。

静内ハ藍ヲ植ユルニ地味宜敷、今般稲田ガ着手ニヨリ同地住人高岡為右衛

へ奨励したことを述べている。岡本監輔は幕末に樺太全島を採検するなどして樺太の開発と防衛を主張し、一時は開拓使に奉職したこともある北方論者であつた。そして監輔の説に賛同した竹吉は、北海道へ渡航して「実地採検」の上で藍・煙草の栽培を試みるつもりであつたという。ただし、監輔とは竹吉がどの程度実懇の関柄であつたかはわからず、その後も交遊の形跡がみられないので、監輔からの影響を過大にとらえるわけにはいかないが、郷土の先駆的な北方論者の所説が彼に刺激を与えたことは確かであろう。

渡道後 竹吉は三月十七日に開拓使官船の玄武丸に、黒田清隆との竹吉 同乗して北海道へ向かい二十七日に札幌へ着いた。竹吉は札幌本庁でも歓迎を受け、四月八日に、「藍草、煙草、菽麦物産繁殖有志ノ者」として、「今般各地適否ノ実況点検ノ為」に巡回する旨の「添翰」を勸業課より受け、これ以降、道内各地を視察することになる。視察はまず最初に竹吉の旧主でもある稲田家の移住地、静内から始められた。静内では稲田邦植、家令内藤弥平に会い、農談会を開くなどして二十日間滞在していた。それから伊達家の移住地、あわせて農談会も開かれた。それから亀田郡七飯村の開拓使勸業試験場を訪ね、その後は江差、檜山郡、福山、久遠、瀬棚、岩内、古宇、美国、古平、余市、小樽を巡回して十二月七日に札幌に戻つてくる。

竹吉はこの視察を通じて、北海道でも藍草、煙草、豆類、麦類の成育が十分可能なことを確信し、開拓使へ「北海道藍・煙・菽麦拡張論」を建言し、明治九年一月に種子の取り寄せを請願した。九年における竹吉の行動は不明なのであるが、「拡張論」には九年度における静内の初作

北海道仁木町の開拓者 北海道に藍作の地を求めた 仁木竹吉(児島村)粟島・善入寺島】の小高取(武士待遇)藍師の家出身)と藍に関する記述

門、稲田ノ内意ヲ受ケ旧領阿波ニ行キ此事ヲ説タルヨリ、一切自費ニテ追々数百人モ北海道ニ居テ移シ開墾セシコトヲ願出タリ。依テ四人寄留シ彼地ニ至リ尚跡ノ人数ヲ招ク積リ、其地工造リテ差支ナキヤ稲田ニ問合セ長官殿へ伺出否、至急御返事可有之候。

所を拝借、ないし払下げを求めたのが「願」であったのである。「願」は間もなく許可になったらしく、「函館新聞」(明治13・4・18)によると先の六人は三月中旬に静内に至り「支度」をなし、五月頃より藍種を蒔く予定であると伝えている。しかし、この計画は実行に移されず、今度は余市郡への移民に変更となる。

なお、仁木竹吉の「履歴書」には、この三月に「藍草植付并ニ製造法方教授」の許可を得ていることになっている。「仁木竹吉翁遺稿」には竹吉が「藍作及製造方法ノ伝授セシ人員」として、以下の五人をあげている。

- 日高国静内郡目名村 八田楠一
- 胆振国有珠郡紋蠟村 鎌田惣五郎
- 渡島国亀田郡七重村 坂東兵吉(勸業試験場受持員)
- 石狩国札幌郡 仁木信義(勸業課在勤)

いつ行われた伝授のものなのか、この許可と先の「願」はどのような関係になっているのか不明であるが、この中には高岡為右衛門も入っていることが注目される。竹吉と為右衛門は、共同で北海道での藍栽培と栽培農民の移住を立案し、具体的な計画にのせようとしていた。

二、余市郡への移民計画と移民団の創設

『殖民ノ儀ニ付願』 明治十二年五月二十七日に仁木竹吉より、以下の『殖民ニ付願』が開拓使に出された。

日高国静内郡八年前稲田從五位殿旧臣居移住仕候土地ニテ、其後出產品多種々承及候処、藍草ノ儀ハ御国内第一等二位スル阿波国ノ産ニ譲良品出来、且ツ阿波国麻植、美馬、阿波等ノ農民ハ元來稲田家旧所轄ノ人民多ク、該地ニ於テ從來藍作罷在候処、近來御當道ヨリ買入候魚粕肥料年々高価ニ相成甚難波ノ折柄、御使管下ニ移住シ藍作仕度志願ノ者數百戸有之、其内自費移住致シ候程ノ資力アル者ハ、先寄留掛ケニテ参り度様子ニ相見ヘ、全ク送籍状ヲ取移住決心ノ者ハ目下百戸計有之候所、此者共ハ極テ貧民ニテ自力移住及兼候間、別紙ケ条書ノ廉々格別ノ御憐憫ヲ以テ御許可相成候ハ、該地ノ貧民モ其所ヲ得御当地殖民ノ御趣意ニモ相適、私從來ノ素志ヲ遂ケ難有仕合ニ奉存候。今般實地見聞、為メ御当地ハ罷出前件奉歎願候間、情実御詮議ノ上何分ノ御指令奉願候也。

殖民ノ儀ニ付願

市があつて糠粕の入手に至便であつたことによるものであろう。竹吉が十四年五月に出した「北海道移住民ノ儀歎願」でも、「余市郡ノ義ハ最良ノ土壤、加之舟楫運輸ノ便ヨリ鮮骨等モ充分ニシテ藍作ニ於テ一モ自ラ滿ラザルナキ実況」と述べていた。

「殖民ノ儀ニ付願」は仁木竹吉ひとりの署名申請とはなつてはいるが、高岡為右衛門もこの新計画には「同盟」として参与していた。後述の為右衛門の「御願」には、私儀及同盟仁木竹吉ト申者ト同ク北海道ニテ藍草植産罷在候処、今般後志國余市郡へ阿波国民移住被致度旨本庁願上候処、本年六月三十日御許可ニ相成候ニ付、と述べており、為右衛門と竹吉は「同盟」の上で申請を出したのであつた。

六力条の申請 仁木竹吉が補助を申請した六力条とは、要点を記すと以下の諸点であつた(原文は史料編、『仁木竹吉翁遺稿』参照)。

第一条 余市郡にて一〇〇戸分、一〇〇万坪(二戸につき一万坪)の地所割渡しのこと。

この願書でも静内郡の藍草は良品であること、阿波国では糠粕の肥料が高騰し栽培に難渋していることをあげた上で、北海道での藍作志願の農民一〇〇戸を移す計画であるが、いずれも貧民なので後述の六力条の点につき補助を求める内容となつていた。先の三月十一日に出された願書と比較すると、藍栽培を志向していることは同一であるが、場所が静内から余市へ転地となつており、自費の予定であつたものが資金の補助を求めたこと、以上の二点に大きな方針転換がみられる。なぜ三月の計画を中止し、新たな計画を立案することになつたのであろうか。その理由は判然としないものの、おそらく同盟した六人の資金が集まらずに失敗したためと思われる。余市郡が選定されたのは、静内に比べ余市川流域にまとまった未開地が存在したこと、しかも同地は余市川の恩恵を受けた肥沃な土地であつたこと、さらには河口には鯉漁場で栄える余

第二条 (イ) 移住者は貧民につき移着後一八カ月間、米と塩噌料を貸与のこと。

(ロ) 名東郡津田川口までの官船の派遣と余市近海まで運漕のこと。

第三条 道内着港場所より余市郡までの運送費、食料の支給のこと。

第四条 (イ) 本年中移住の先発隊一〇〇名への(ロ)の条項適用のこと。

(ロ) 同じく(イ)の条項適用のこと。

(ハ) 小屋掛のために農具の下付のこと。

第五条 入植地の区画設定のこと。

第六条 自費移民へは移民規則による給与を適用のこと。

第一条では一戸四人と仮定し、全体で四〇〇人ほどの移住を見込み、十三年三月に移住する予定をたてている。そして第四条では、本年の降雪期前に一戸につき一人の「強壯ノ者」、計一〇〇人を先発隊として送って小屋掛をなすことを述べており、当初、移住は二段階で行う予定であったことが分かる。第二条(イ)は男女一日につき、

年齢	玄米	塩噌料
一五歳以上	七合五勺	一錢七厘*
一五歳未満七歳以上	五合	一錢三厘
七歳未満	三合	八厘

以上の割合で玄米、塩噌料の貸与を得ることである。この年四月に宮城県玉造郡岩出山より石狩郡当別村へ移住する伊達家の士族に対し、やはり一八カ月の貸与が認められており、竹吉の申請もこれにならったものであった。貸与料金は*が伊達家士族で二錢七厘となつてゐる以外は同額である。(ロ)の官船の派遣は、明治十二年四月三十日に制定された「北海道送籍移住者渡航手続」によるものである。同規則には、北海道へ送

東京を出立し二人は決別してしまうのである。二人の決別がこの金銭トラブルによるものだけなのか、この史料のみでは不明であるが、殖民事業は右衛門との共同の計画であったにもかかわらず、右衛門は姿を消し、これ以降は竹吉が単独で進めていくようになる。

竹吉は開拓使東京出張所より阿波国高知県支庁宛へ、以下の七月二十九日付の添書もらって徳島へ入つていく。

御序所轉仁木竹吉ヨリ北海道移住民ノ義ニ付出願ノ趣聞届候条、渡航及異他ノ義ニ付自然願出候義モ候ハ、可然御処分相成度、此段及御照会候也。竹吉が郷里の児島村へ着いたのは、鈴木大亮の書簡が八月四日付であることから一、二日頃とみられる。帰着後の動向も書簡に述べられており、竹吉が戻ると「帰宅ノ日ヨリ待モラケタル人民多人員詰掛ケ」と、移住を希望する人たちが多数訪ねてきたようである。そして、「私見込ヨリ少シ遅参候得ドモ、何レ本月(八月)中ニハ移民召連移着仕候」と述べ、八月中の「移着」を連絡していた。

しかし、統報となる八月三十日付の鈴木大亮宛の書簡によると、移住者の送籍書を依頼するも各村戸長役場では、「郡長始彼は人民ノ悪説ヲ申入、只時ヲ引延シ人民望失相至」る状態であった。どうやら郡役所、戸長役場では人民の流出を恐れて非協力の姿勢を取っていたようである。そこで竹吉は県令に面会して打開を図ろうとしたが、諸郡巡回中ではたせなかったものの、阿波・麻植郡長岩本晴之は八月二十九日に、「今般北海道送籍方当今本県経同中ニ付、不日何分之指令可及義ト可相心得候事」との布達を出してくれたので、状況が好転をみることになる。またこの書簡では、先の第四条にある先発隊については、「移民ノ内半数ハ極テ貧困ノ者ニテ本人恣人引ノキ、妻子来春迄引残リテハキカ

籍移住する者は品川、函館、青森の各港から開拓使付属船への無料乗船を規定し、移住者が五〇人以上の時には三港以外にも、「請願ノ場ニ回船」することになっていた(開拓使布令類聚「水運」。それにより名東郡津田川口を回船場所として指定していたのである)。

移民の募集

六月二十八日に許可を得た、仁木竹吉と高岡為右衛門の足取りは帰郷早々、児島村から札幌の鈴木大亮権大書記官宛の八月四日付の書簡(小樽郡余市移民一件)道文から判明するが、二人は七月初旬に札幌を発ち、九日に函館から青森へ渡り、二十五日には東京へ着いている。東京では黒田長官に会い、「藍作適当ニテ御産物第一等ノ見込、且殖民手配尊公様(鈴木大亮)ヨリ出格ノ御高配之順叙細委上申」したという。二十六日には竹吉と為右衛門の連名で、先に唯一不許可となつた第三条につき、「乗船場滞在費并解買等御貸下之義願書」を出したがこれは再度、不許可となっている。こうして二人は東京までは一緒であったが、東京滞在中、二人は決定的な仲違いをし全く別離してしまふことになる。二人の徳島行きは移民募集の「官用」として認められ、開拓使から旅費の支給を受けていた。だが、七月三十日に為右衛門が出した「御願」によると、旅費は竹吉が預かっていたものの、為右衛門が「元御下渡之旅費金一人前ノ殘金請取可キ旨」を申すと、竹吉は「申出之金員ハ望ミニ依リ相渡シ申可シ。乍併阿波国へ着之上ハ早速返済可致ノ証書差入可申ト」の言葉に疑念を抱いているうちに、竹吉は一人で

ツニ及旨敷出」るので、「壮勇ノ者」と家族同時の移住の許可と計画の変更を求めてきていた。このことは翌三十一日にも、「北海移民半ハ妻子連テ行キタシト歎ク。返事待ツ」と、竹吉は開拓使へ電信にて許可を求めていた。

ところで、竹吉が二度にわたり書簡で鈴木大亮へ報告を行い、文中で「御仁恵」の礼を述べている。おそらく、開拓使の中でも竹吉らの事業に一番理解を示し、便宜を図つたのが鈴木大亮であったろう。入植地を余市郡とすることを推奨したのも、彼であったかもしれない。

移民の組織 一〇〇戸、四〇〇人の移民団を組織するに当り七人の組長が選ばれ、移民の募集、移民への連絡、手配、指導、引率などが行われたようである。組長は森重蔵(麻植郡桑村)、加藤昇作(麻植郡学村)、井形主馬吉(阿波郡久千田村)、木村嘉長(阿波郡山ノ上村)、森大三郎(阿波郡市場町)、大野類太郎(阿波郡山ノ上村)、近藤直三郎(名西郡下浦村)、以上の七人であった(「仁木竹吉翁遺稿」。これらの組長によつて九月八日に移住の条件をまとめ、一致団結をうたつた以下の「北海道移住開拓盟約書」が作成された。

北海道移住開拓盟約書

一、国家経済ノ根本ハ殖産厚生ノ基礎ニシテ、鞏固ナラシムルハ偏ニ農務ヲ盛隆ナラシムル最大第一トス。何トナレハ百貨万物皆海陸ニ生ユセザルハナシ。特ニ北海道ハ維新以還ノ開拓ニ係リ、該使ノ力ヲ以テ能ク蝦夷ノ蛮俗ヲ一変シテ今日ニ向ハシメ、首トシテ農政ヲ振起改良シ其効既ニ大ニ顕ル。尚ホ一望千里ノ沃野各所ニ存在スルト聞ク。然レニ我カ阿波国ノ如キハ、参ケ国ニ股ガル吉ノ川ノ如キハ四国第一ノ大河ニシテ、其水害ノ慘状言語ニ尽シ難ク、故ニ田畑ノ流失揚ケテ算ヘカタシ。依テ

五二尺寸ノ地ヲ競ヒ鏝ノ利ヲ争フ。其悲傷日一日三迫リ活路ノ方向ニ迷フ折柄、仁木大人此情黙止スルニ不堪シテ、去明治八年故山ヲ辞シ単身杖ヲ曳テ怒涛狂瀾ヲ破、北海道ニ上陸シ饑寒ヲ忍ビ辛酸ヲ嘗メ四ヶ年ノ光陰ヲ経テ結果、後志国余市郡ノ内ニ於テ肥沃ノ原野ヲ発見シ、而シテ其筋ノ許可ヲ得帰省シ、我々同志ノ者ヲシテ該地ヘ御誘導ヲ仰ク事不肖等ニ於テハ実ニ再生ノ大恩人、之ヲ愛国ノ志士ト称ス。依而同歸ノ者ヨリ七名ノ組長ヲ選択、団結上左ノ条件ヲ奉呈ス。

第三條、解雪ノ期ヲ俟チ、雜草ヲ刈リ焼時及開墾ニ従フ事専務トスヘシ。

第四條、博奕、大酒、喧嘩、口論或ハ無根ノ浮説ヲ唱シ、参人以上徒党ヲ企テ總体ノ開墾上ノ妨害ヲ為サマルモノトス。

前條ノ申合せ各自承諾ノ上ハ連署押印ヲナシ、該地ヘ移住ノ以後ハ開墾ニ奮勵シ、殖産起業ノ模楷トナリ永続ノ方法ヲ謀リ、小フニシテハ各自子孫ノ生産ヲ經營シ、大ニシテハ日本帝國ノ財政ヲ隆豊為ラシメ、万一有事ノ日ニ際セハ仁木大人ノ指揮ヲ遵奉シテ、屍ヲ北門要害ノ衝路ニ曝シ、報國ノ万一二供シ、日本男子ノ赤心ヲ尽サン事ヲ最後ノ目的トス。

ここでは、開拓が必要とされている北海道の「一望千里ノ沃野」が存在する一方で、徳島県では「田畑ノ流失揚ケテ算ヘカタ」く、「慘状言語ニ尽シ難」い吉野川の水害があり、人々は「活路ノ方向ニ迷フ折柄」であった。そこで仁木竹吉が余市郡への移住を誘導し、彼は我らの「再生ノ大恩人」であり、「愛国ノ志士」であると竹吉を賞揚し、四條の団

ノミナラス曩年同郷ヨリ静内郡ヘ移転ノ者モ有之、自然当道ノ景況等略承知候在。旁、開墾志願之決心ニテ移住仕候処……

ここには移住の理由としては、郷里では「赤貧」であり「物価騰貴」して生活が苦しく、しかも徳島県は「人口夥多」なために、「稼キノ道」がなくて「困難当惑」していたことが挙げられていた。それに対して余市郡は、肥沃であって藍作に適當で糠粕も豊富であることから、「藍作盛大永世之目途ニ誤リ無之」として移住してきたことが述べられている。すなわち、余市郡での藍作を求めて移住したものであった。また、静内郡での景況も伝えられ、北海道でも十分に農業(藍作)が出来ることを「承知」していたことが、「開墾志願之決心」の大きな理由となっていた。徳島県の北方地方は近世以来、阿波藍の特産地であったので、そのために農民は移住後も藍作をめざしていたのである。

以上は仁木竹吉が募集の際に説き聞かせたことであろうが、移住の理由・目的が端的にまとめられており、仁木団体自身による実に貴重な証言となっている。ただし、仁木団体には必ずしも農民ばかりが移住した訳ではなかった。貞方心一、三谷築は元巡查であり、酒巻惣太・徳三郎兄弟は商家であったように、移民の中には雑業者、職人なども多く加わっていたとみられる。

竹吉と開拓 移民団が小松島港を出発するのは十月二十九日であった。使の応答が、それまで計画の変更、回船の時期・帰港地などをめぐって竹吉と開拓使東京出張所との間で、電信による緊迫した応答が繰り返される。電信という限られた通信手段だけあって、その中には種々の行き違い、両者の思惑の相違などもあって、出発まで紆余曲折がみられた。詳細は『阿波国ヨリ後志国余市郡ヘ移住人渡航ノ手続ノ略記』

結の「条件」を示していた。そして移住の目的を、小は「各自子孫ノ生産ヲ經營」すること、大は「日本帝國ノ財政ヲ隆豊為ラシメ」ることであり、報國のために「日本男子ノ赤心ヲ尽サン事」が「最後ノ目的」とされていた。

移民乗船の監督・指揮のために、小松島へ派遣された開拓使大阪旧貸付係、相良常長の報告(「小樽郡余市移民一件」)には、組の移民を引率して徳島、小松島で乗船を待つ木村嘉長、近藤直三郎のことがみえ、組長ではないが貞方心一、三谷築もそれぞれ移民を引率していたようであり、移住後は移民総代となっていた。組長は周辺の知己、縁者を勧誘したのであったが、組長の中では井形主馬吉が十九年に、木村嘉長も二十三、二十四年に移民の募集に当り、仁木竹吉を継ぐ移民のオルガナイザーとなっていく。

移住の要因

仁木竹吉及び七人の組長によつて移民の募集がなされる。と、移住を志願する多数の人たちが応募し、予定数をはるかに超える戸数、人員となっていたが、それではこの仁木団体の人たちが移住を志願した理由、要因とは何であったのだろうか。

後述の明治十四年一月に発生した「騒擾」事件後に、仁木団体の人たちは「上願」という謝罪状を提出していた。その中に北海道へ移住することとなった理由、経緯について以下のように書かれている(勸業課余市詰所「本課往復簿」、四五八〇)。

過ル十二年遠ク郷國ヲ離レ当地ヘ移住仕候義ハ、今更陳述可仕管ニ無之候得共、根元赤貧之上近來非常ニ物価騰貴シ、生國ニ於テハ人口夥多ナルヨリ稼キノ道無之実困難當惑之場合、当道余市郡ハ肥沃之地ニシテ藍作適當、就中糠粕等多分ナルヨリ藍作盛大永世之目途ニ誤リ無之趣承り、右

(「小樽郡余市移民一件」)にまとめられているが、両者の交渉の主要なポイントは、移民を回漕する船の寄港地と期日、そして移民の戸数と人数であった。

竹吉はまず八月三十一日に、「北海移民半ハ妻子連テ行キタシト歎ク。返事待ツ」と、妻子同伴の許可という当初の計画変更を求めてきた。予定では、明治十二年中は「先発強壯ノ者百名」が小屋掛けのために渡航し、残りの家族は十三年三月という予定であったのであるが、移民たちは同時の渡航を希望していた。開拓使では九月八日に、「送籍移住ノ者妻子連レルハ妨ケナシ。本年移ルベキ人数申越セ」と変更を了承し、渡航人員の連絡を求めた。しかし、その後竹吉からしばらく返答がないままに経過しており、開拓使では十月二日に、

移民手配ハ如何ナリシヤ。回船ノ義差掛リテハ不都合ニ付人員、荷物取調立ノ日限、凡ソ極リタラハ前以テ申越セ。

と人員数、荷物数、およびその出発日について連絡を催促した。これに対して竹吉は十月十日に至り、「人員七百、荷物九千貫、本月十七日津田デ船待ツ」と連絡してきた。この電信では、計画の四百人を大きく超えた七〇〇人となっていた。竹吉は九月二十八日付けの郵便を東京出張所へ出しており(郵便は十月十八日着)、それにより初めて志願の移民が増加して一七五戸となったことを、開拓使でも承知するようになる。しかしこのおりに理解できず、しかも七日後の十七日の出発というのでは余りに急過ぎ、回船も間に合うはずはなかった。そのために開拓使ではすぐさま翌十一日に、

船ノ都合アリ。十七日ハ回シ難シ。渡航手続ヲ能ク考ヨ。追テ回船ノ時日ヲ報知ス可ニ付其上ニテ人員、荷物ヲ取調メヨ。且津田ハ蒸氣船ノ入ル湊



【角川日本地名大辞典一徳島県一】旧津田港（徳島市）

カ返事セヨ。と回船の不可能なこと、回船の日時はおつて連絡すること、津田は蒸気船の荷物を取纏めること、津田は蒸気船の入港が可能かどうかを連絡することを指示した。「渡航手続ヲ能ク考ヨ」とは、申請の第一条の通り人数は四〇〇人とすることであり、予算の関係もあって大幅な増員は認め難かつたのである。港に関しては十二日に竹吉から、津田浦ハ大船着カン。カツラ郡ネイウラック。皆貧民渡航日限急キ待ツ。と返信してきた。津田浦は徳島市内の津田川河口に開けた港であり、十二年には大阪、徳島間の定期航路が開設された港でもあったが、大型の蒸気船の入港は不可能とみて竹吉は、今度は「カツラ郡ネイウラ」と変更してきた。電文に誤植があるらしく、カツラ郡は勝浦郡、「ネイウラック」は「根井浦は着く」の意である。ネイは小松島の近辺の根井かとみられ、小松島港を指示していたと思われる。この不可解な電文を受けた開拓使では十五日に、

ネイウラトハ航海者モ知ラザル港ナレハ回船シ難シ。別ニ能ク世間ニ知レテ蒸気船ノ常ニ出入スル港ヲ取極メ申越セ。と発信し、根井浦ではなく周知の港を選ぶように指令してきた。開拓使では内部で「評議」をした結果、官船は「北海航海中」でもおつて回船に日数がかかること、移民はいずれも「貧民ニテ困難」してお

り、向寒のおりなので出発を急ぐ必要があるために、同日、竹吉へ以下の可否の照会を行った。

其地へ回船ハ都合ニヨリ回シ難キニ付、其地ニテ和船ヲ雇ヒ大阪迄渡海シ、十月廿一日カ廿五日頃ニ郵便船へ乗組出京スルノ手筈出来ルカ。船都合並ニ雇船運賃、着阪日限トモ凡取調申越スベク。尤郵便船並大阪旅宿ハ此方ヨリ手当スベシ。大至急返事アレ。

ここでは回船が出来ないので移民たちは、徳島から大阪へ和船を雇つて移動し、大阪にて郵便船に乗組むことの可否を照会したのであった。それに対して竹吉からは十六日に、「本月廿五日大阪へ着ク。旅宿ノ差函至急返事アレ」との応答があり、いきなり大阪への移動を伝えてきていた。開拓使では先の照会の趣旨を、「実際ノ都合、渡航ノ順序ヲ照会シ、然ル後回船ノ期ヲ議センガ為ナル」とし、竹吉からの応答は「我発信ノ主旨ヲ解セザルモノ」として十七日に、「大阪へ人数出発ハ先ハ見合ヨ」と発信したが、すぐさま竹吉からは、「人民困ル。何地ナルトモ至急返事セヨ」との返信があった。多くの移民たちはすでに大部分が集結しており、これ以上の延引は困難な状況となっていたのである。開拓使では七〇〇人という予定外の人数的にも懸念があつて、折り返し十七日に以下の電信を送つた。

北海道移住ノ人数ハ去十一月申越タル通り。マダ自宅ニ居ル船都合報知次第集ル訳ト存ス。且最初百戸ノ家族共四百人ノ見込ナルニ七百名ト過分ナリ。最モ百戸ノ家族ノ外ハ素リ許可スル訳ナシ。最初願立ノ書面ト渡航規則トヲ篤ト熟読直ト返事セヨ。

人数は一〇〇戸、四〇〇人ということを厳命したものである。十八日に竹吉より一七五戸、七〇〇人となった詳細を記した郵便（文面は不明）

が届き、再度、開拓使は同十八日以下の電信を送り厳守を求めた。

去九月廿八日仕立ノ郵便只今到着。百七拾五戸此際同時渡航ハ難聞。実地不都合。貧与米等ノ予算モアレバ人民如何様ナル事情願アリトモ、百戸ノ外断然許可成難ニ付、昨日電報ノ通心得ヨ。迎船ハ追テ告知スベシ。開拓使からの厳命を受けた竹吉は二十二日に、「人員四百三十拾人、荷物三千貫。津田浦ニ因民船待ツ。至急返事アレ」と発信した。これにより人員は四三〇人に調整され、帰港地も津田浦と指定してきていた。さらに二十四日には、「去ル廿五日船回ス管。貧キ遠路ノ窮民津田浦ニ集ル。急キ船待ツ」との電信が届く。二十五日の回船は竹吉のまったくの誤解であつたが、船を待つ間に窮乏した移民たちの切迫した状況を伝えていた。

移民たち 移民たちは移住のために、家財、土地などすべての財産の窮乏を処分し、徳島の津田浦に集結して回船を待っていたのであった。船の到着が遅れる分、それだけ滞在費がかかり、薄資の移民たちは窮乏におちいつていたのである。開拓使ではそれを察し、開拓使の玄武丸はまだ航海中であつたので回航を断念し、三菱社の船を雇つて神戸から小松島へ向かわせることとし、竹吉へ以下の電信を送つた。

迎船トシテ三菱社住ノ江丸米ル廿七日神戸出帆。小松島へ寄せ移住民積込、廿九日同所出帆ノ筈。因テ小松島へ回リ待テ。尤規則送籍持持タル者ハ乗込ナラザル故、其合ニテ取計ヘ。

ここで帰港地を小松島とし出発は二十九日として、移民たちへの集合を伝えていた。それでは問題となっていた、移民たちの窮乏とはどのような状態であつたのだろうか。

開拓使では二十四日に津田浦のある名東・勝浦郡役所へ、「實際貧民

難義ハナキヤト懸念ス。様子至急御回報アレ」と照会した。その後、郡役所からは二十六日に六二名が津田浦に集まつており、あとより多人数が来る由とのことで、「貧民保護費」を郡役所へ回送するや否やの回答があつたので、開拓使は「滞在費ニ限り一時立替御返シ」を依頼した。十月二十八日名東郡津田浦戸長から郡長への上申によると、六五人が以下の状況であり、食料費として一五円の「拝借」を願ひ出していた（勅業課公文録「A-73」）。

森田藏蔵ナル者ノ納屋へ難居滞在為致候。然ル処、孰モ赤貧ニテ路金等所持ノ者モ無之、先廿日忽飢餓ニ至候ニ付米差差入。昨廿七日迄金拾円拾六錢松不足ニ至、痛心罷在候間申出ニ依テ右仕扶向之義取札候処、最早聊モ所持金無之ニ付、官船着船ノ上ハ取締人へ歎出仕松ノ心得ニ御座候旨申出候次第、実以惻然ノ至ニ御座候、就テハ前書仕松金及ヒ今明両日ノ米差代共惣計金拾五円拝借ノ御願モ候へハ御下付相成度、御達ノ次第モ有之ニ付現場ノ景況上申候也。

十月二十三日より二十九日までの米代一五円を借用したのは、安崎注迷蔵（主馬蔵、名東郡津田浦）、松浦禎蔵（阿波郡山ノ上村）、竹重美寿太（名西郡高瀬村）、片岡長三郎（阿波郡智恵島）、立石善平、西山平蔵、岡本善蔵、稲井春蔵、小林徳三郎（以上、阿波郡土成村）、稲井菊太、西岡初治、西岡類治（以上、阿波郡浦ノ池村）、平田勘五郎、泰久保与三郎（以上、名西郡高瀬村）、松平伊之太（阿波郡□□村）の一五人の戸主のグループであり組長に当る人物はみえないが、他のグループも窮乏した状態は同様であつたろう。

移民の乗船 移民を迎えに開拓使から雇用された三菱社の住ノ江丸と航海 は、二十七日深夜に神戸から小松島へ向い、早朝に着き

北海道仁木町の開拓者 北海道に藍作の地を求めた 仁木竹吉(児島村)粟島・善入寺島】の小高取(武士待遇)藍師の家出身)と藍に関する記述

一里沖合に停泊した。開拓使では、仁木竹吉ひとりでは多人数の移民乗船の取扱を無理だと判断して、元大坂貸付所の相良常長を同乗せしめて小松島へ派遣していた。乗船までの模様は相良常長が、「出張中取扱事由且見聞之景況」をまとめた報告に詳細に記されている(「小樽郡余市移民一件」)。

それによればまず、仁木竹吉は小松島に待機しておらず、徳島市内にもおらず連絡も取れなかった。彼の所在を探索したところ帰郷中であつて、移民の取りまとめ役の責務をはたしていない状態であつた。彼の所在を尋ねた貞方心一、三谷築も、「今廿八日二ハ積取船来ル苦ノ義ハ承知シナカラ立帰居、于今不帰来ハ都合ノ次第ニテ、待託タル移民共ニモ困リ居候趣」を申し立てていた。移民の送籍状は竹吉が所持し、移民は竹吉の願書を所持しているだけであつた。また、移民のすべでも小松島に集結しているわけでもなく、これらのことが乗船の作業・手続を遅延する原因となつていた。

また、乗り遅れた移民もあつたようである。十一月二日に勝浦郡役所より開拓使宛に、「北海道へ移民民ノ内三十人住ノ江丸へ乗遅レ難波ス。再度御回船アル迄食費等貸与へ保護スベキ直チニ回答アレ」との電報が届いており、三〇人が乗り遅れていた。この三〇人とは戸主であり、送籍状がないために乗船させられなかった三〇戸、約一〇〇人のことも相良常長が上申ししていた。このような同行できなかった人たちのことを顧慮してか、竹吉は横浜に着いた一日に「北海道移民人民之義ニ付歎願」を開拓使宛に出していた。

移民は二十九日の夜に乗船が終わつて出航し、三十日に大阪へ着き、それから横浜へ向かい、十一月一日に横浜港に入った。横浜には開拓使作、森大三郎、木村嘉長、井形主馬吉、森重義、大野類太郎の六人、そして仁木竹吉の連名による一〇一戸、三六一人が到着の「余市郡新移民到着御届書」が出された。これには「移民民、戸口、及び航海中の顛末」を記した航海記事、戸口調書が別紙として付けられているようである(「開拓雑誌」第四号、明13)。

乗船人員と 『仁木竹吉翁遺稿』は乗船人員につき四八〇人としていて移住戸数が、竹吉は十月二十二日の電報で四三〇人、その直後には四三二人と連絡していた。人数が確定しないために一日に横浜にて原退蔵の命を受け、竹吉が調査したところ一〇一戸、三六八人であつた。さらに貸与米との関係で年齢区分を三日に調査したところでは、一五歳以上は二七人、一五歳未満三歳以上は二一人、三歳未満は一九人であり、総員は三六七人となつていた。このような人員の離離につき原退蔵から尋問された竹吉は「手続上申」の中で、「乗船間ニ合不申者モ有之百戸相欠候ニ付、不心得此他送籍状ノ無之者ヲ以テ百戸ニ相満候処ヨリ、戸数ノ為メニ人員ノ不足ヲ生シ」と説明・弁解を行つていたが(「小樽郡余市移民一件」)、このような不手際統きもあつて原退蔵は、竹吉の統率力に疑問を示している。

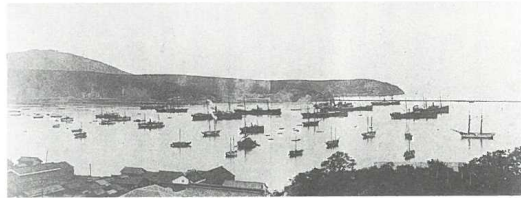
当初の移住戸数も、「余市移民関係書類」が記す十一月十一日到着の一〇一戸、三六一人が正しい。この後、コレラが治癒した原鹿吉、梶本力三郎の家族も来着し三六七人となつたであろう。仁木家資料の一枚もの書付には以下のように記録されている。

- 一、戸数総計
- 百七戸
- 一、人員同

より原退蔵が派遣されて一行の対応にあつたが、ここではいったん西京丸に移つて滞留し、それから再び住ノ江丸に戻つている。この横浜では原鹿吉、梶本力三郎の妻せきの二人がコレラに感染し、三日に避病院へ入院することとなつた。そこで入院した二人に夫、子供三人の計六人を残して、四日午前二時に住ノ江丸は函館へ向け横浜を出港する。

小樽着 住ノ江丸は、十一月七日午前七時に函館に入港した。函館ではコレラの消毒を受けたが、新たな患者は発生していなかった。函館にもしばらく滞留し、小樽へ入港したのは十二日午前八時であつた。

「乗組移民百七戸三百六十一人正午無事上陸ス。過日来航海老幼疲勞モ有レバ、本日ハ小樽一泊、明日陸路余市エ出発サスル筈」と報告され(「余市移民関係書類」)小樽に一泊して十三日に余市へ到着した。「余市着ノ上多人数差向キノ居所モ便宜ノ手配アレ」と、東京出張所から電報にて札幌本庁へ依頼が来ていたので、余市では開拓使が民家を借受けて用意していただと思われる。十一月十七日に開拓大書記官調所広丈宛に、「移民総名代」の加藤昇



明治30年代の小樽港

(北大図書館蔵)

新仁木町史 88P 平成12年3月30日 仁木町発行

四百拾貳人

内四拾七人 内女貳拾貳

病氣ニ付国元残ル

内女百八十三人

残テ三百六拾七人到着現員

内男貳百六人

内女百六拾叁人

一方、『仁木竹吉翁遺稿』は移住人数に関しても、誤つた乗船数の四八〇人を踏襲している。十一月二十二日の寒防の手当として帽子以下の八品を支給した勸業課の文書を転載した中でも、「仁木竹吉以下四百八拾人」の箇所は、原文では「參百六拾餘人」となつていた(「余市移民関係書類」)。また、もう一カ所、調所広丈から黒田清隆への「余市移民関係書類」も、「人員四百八拾人」としているが、原文は「人員四百七人(病氣未着)」である。竹吉はなぜか意図的に数値を差し替えているのである。

その後の人員数を見ると、明治十三年一月三十一日現在では三五九人であり、年齢区分では一五歳以上が二九人(十一月三日調査より二名増加)、一五歳未満七歳以上が七五人、七歳未満は五五人となつている。一五歳以下は一三〇人となつているが、先の調査では一四〇人であつたから一〇人が減少したことになる(「勸業課公文録」A四一九九)。続いて二月十二日現在の調査によると、移住後の出生は二人、死亡は一〇人であつた。なかでも平田勘五郎の一家は勘五郎(五四歳)、市太郎(六歳)、源三郎(四歳)の三人があいついで死去する不幸に見舞われていた(「余市移民関係書類」)。

「開拓使事業報告」の移住給与表は一一七戸、三六六人とする。一一七戸という数値は同報告の渡航費支給表にもあり、「大江村地史」「郷土誌」などに移住戸数として用いられていく。しかし、一一七戸というのは当初の移住戸数ではなく、翌年四月に土地割渡しの際、土地取得のために分家したものがあって増加をみた数値である。

三、移民団の葛藤

入地後 開拓使では移民の取締りと指導のために、仁木竹吉を十の状況 一月二十六日に余市詰の勸業課雇に任命した(月俸八巴)。その理由につき竹吉が、「這移着ノ後モ総人員粗就業マテハ余市へ寄留尽力候心底ノ趣、到底本人不在ニテハ総体ノ取締上モ十分難行届場合モ可有之」としている(「余市移民関係書類」)。そして開拓使では、十二月に仁木信義を余市出張として派遣する。

「仁木竹吉翁遺稿」は桁一〇間、梁四間、茅葺の事務所を建設し、移民たちにも各自の仮小屋を建設し、七組に対して割渡し、地所の伐木と薪を製造し開墾の準備を命じたことを記しているが、決して順調に開墾の準備が進んでいたわけではなかった。翌明治十三年一月十三日に、小樽分署の官吏が出張して報告した「余市新移民景況調査書」(「余市移民関係書類」)には、以下のように入地後の移民の状況を伝えている。

一、高知県下ヨリ余市へ移住ノ農民ハ、取締或ハ組長等実地ニ臨ミ多クハ懇切ニ取世話不致様見聞及候事。

一、移民惣体百余戸ノ内、新墾地山小屋へ于今住居不致者四拾三戸程有

⑦七名の死亡者が出たがこれも「寒防手当不十分」であったこと。すなわち、四三戸が病氣などを理由に開墾地に入っていないこと、「山小屋」の不足と粗末な造り、防寒・健康上に問題のある生活ぶり、取締・組長の指導性の欠如などが指摘されていた。仁木団体は当初から問題の多いスタートを切っていたのであり、これ以降、実際に様々なトラブルの発生を見ることとなる。

仁木村の設置と 入植地は明治十二年十二月五日に、「仁木竹吉ノ率様々なトラブル 先誘道之致ス処、其志向美ニ嘉尚ニ不堪。依テハ永ク同人ノ名義ヲ後世ニ伝ヘ、増光輝センカ為」に仁木村と村名設置の儀が小樽分署から調所広丈大書記官へ、翌十三年二月四日に同人から黒田清隆長官へ同が出され「開拓使公文録」五九一〇、三月六日に仁木村の設置が布告となった(「開拓使布令類聚」)管轄。

このように新天地へ移民たちによって、誘導者の姓を冠称した一村が形成されたにもかかわらず、勸業課雇となった仁木竹吉と移民たちとのトラブルが発生し、葛藤が続いてさらには開拓使勸業課との紛議にもエスカレートしていったのである。

まず最初は十二年十二月に、井形主馬吉、加藤昇作の二人が「移民総代」として、米増金四カ月分の下渡願を勸業課に要請した。これは積雪期に余市から米穀を運搬するのが不便なためであったが、しかし、この要請には仁木竹吉は関知しておらず、改めて竹吉の役割が何であるのかということが問題となる契機となった。翌年一月に、先にみた小樽分署の報告でも、竹吉や組長等のあり方が問題と指摘されていたので、二月になり勸業課の一等属細川碧、七等属仁木信義が視察と調査のために出張して来た。出張は二月六日より十四日まで行われたが、出張の目的

之。且惣人員ニ充テ小屋掛不足ニ相見得候事。

一、取締并組長等不注意ノ為メ乎小屋掛至ツテ疎漏ニ有之、積雪ニ難堪相見得候。既二戸潰崩ト相成從今後且煙拔等モ無之、甚々危険ニ相見得候事。

一、移民居小屋、土間ニ濡筵杯ヲ敷キ拳家団結ヲナシ、衣服ハ寒威ニ難堪様子ニ相見得、甚健康上妨害ナル義ト相認メ候事。

一、移民共多ハ山小屋ニ行カス市村民家ヲ借受ケ居、其事由ヲ問ヘハ悉ク病人杯ト相唱ヒ候ニ付、病院ノ診断ヲ受ケ其証書添ヒ可申出旨口達致置シニ、未タ書類到達不相成候事。

一、移民組合ノ内井形主馬吉、大野頼太郎ノ二組合丈ハ一同山小屋ニ居住致候得共、其余組合ト組長ト打越不申。一ハ山小屋ニ二ハ市村民家ニ彼是離隔致居候事。

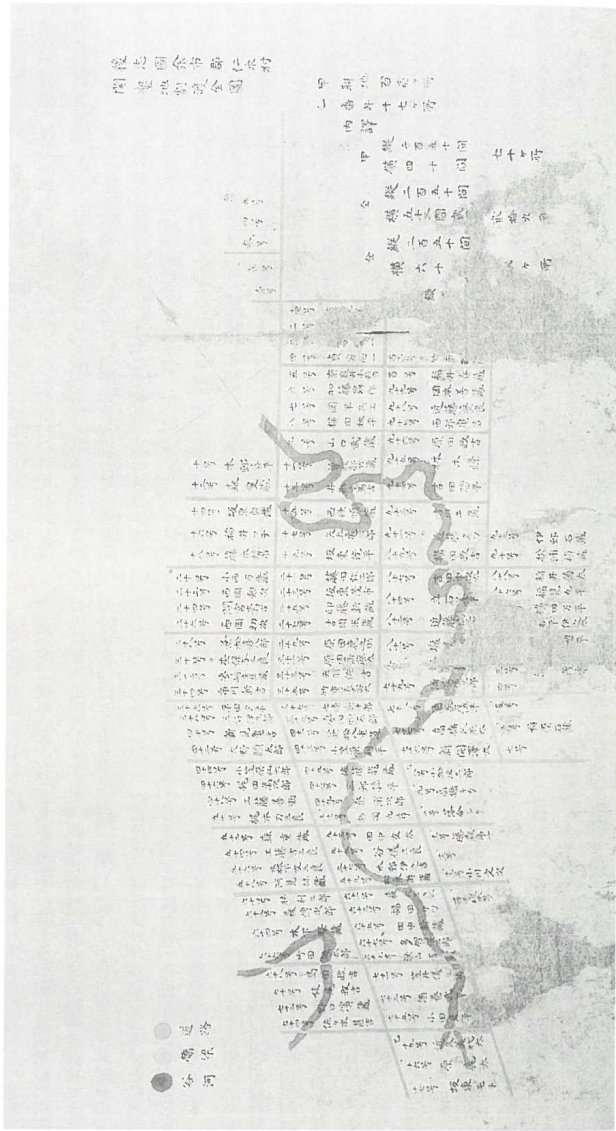
一、移民ノ内十二年十一月十六日より十三年一月十四日迄七名死亡致候。是ハ旧里ト氣候相違等ヨリ病氣相煩ノ義モ有之候得共、多クハ寒防手当向不十分ニ出ツルモノト相認メ候事。

以上の七項を報告を要約すると、以下のようになる。

- ①取締(仁木竹吉)、あるいは七組の組長の世話が懇切でないこと。
- ②開墾地の「山小屋」に移っていないものが四三戸あり、開墾地の小屋も不足していること。
- ③小屋の中にも疎漏で危険なものがあること。
- ④小屋や衣服の様子が防寒上、健康上で不適であること。
- ⑤余市の市村民家に居住している移民は病氣を理由にしているが、診断書を提出していないこと。
- ⑥井形主馬吉、大野頼太郎の組は全員「山小屋」に移っているが、他は山小屋と市村民家に分かれていること。

は、(一)戸長鈴木梯三等に「新移民移着以來取扱タル事務ノ順序」、(二)仁木竹吉と八名の移民総代(組長)に移民の近況・動静を尋問すること、そして(三)移民地の視察・調査をなすことであった。両人の報告書は「余市出張復命書」として二月十七日に出された。仁木竹吉の職掌の不明確さ、三谷築、貞方心一を仁木竹吉を補助のために雇用のこと、苦情は一部の先導者によるものであること、貸与米は一括ではなく各々戸別に渡すことなどが報告、提言されている。「復命書」には組長による「移民不平之顛末上申之証」が添付され、そこには七カ条のことが列記されている。旧区務所の事務渋滞、仁木竹吉の専断などのことが挙げられており、この出張の節には兩人より竹吉・組長へ「説諭」もあったが、いまだ深刻な事態にはいってはいなかったようである。

この出張によって仁木竹吉の職掌を明確にし、権限の強化をはかると同時に竹吉を補佐する体制づくりがはかられた。竹吉の勸業課雇という職掌は、勸業課の事務員であって「移民ノ進退ハ毫モ其干与スル所ニ非ス」という移民側の意見に対して、勸業課では開拓を進める勸業の上でも、勸業課や竹吉を批判する移民側の説得の上でも必要となってきた。この結果、第一に「本(勸業)課ヨリ命令スル所ノ勸業上ニ注意」、第二に移民に対する「総体ノ取締」が職掌とされた(「余市移民関係書類」)。これによって、移民の勸業課への願書類には竹吉の奥印が必要とされ、竹吉が移民の統括者であることが明確にされたのである。一方、補佐に関しては、三谷築、貞方心一を世話係として採用して、竹吉の職掌を補助することであったが、これは次の岡勇の復命に持ち越しとな



仁木村開墾地割渡全圖

〔開拓起源〕

北海道仁木町の開拓者 北海道に藍作の地を求めた 仁木竹吉(児島村)粟島・善入寺島)の小高取(武士待遇)藍師の家出身)と藍に関する記述

岡勇の 続いて勸業課御用係の岡勇が、三月十三日より二十日まで復命書で調査に来る。そして二十二日の復命書として「余市新移民近況及詰所設置ノ願末」を提出した(「余市移民関係書類」)。それによると以下の三項のことが報告、具申されていた。

- (一) 一〇二戸のうち約七〇戸は「交籠リノ爲メ設ケタル真ノ仮屋ニ居住、残りの三〇戸は疾病、難歩の事情により川村、浜中村の民屋を借りて居住していたが、割渡し地に小屋掛けの希望があり、この程、割渡地を籤引きて決定した。
- (二) 三谷築、貞方心一を仁木竹吉を補助のために雇用のことであるが、兩人は「彼此苦情申立」てたので文書の提出を求めたこと。組長を集めて今回勸業課詰所が設置されたこと、「移民ノ進退ハ都テ竹吉ノ手ヲ経ザレバ決行セザル」の旨を説諭したこと。
- (三) 詰所を浜中村に置くのは、開墾地に遠く不便なことより黒川村へ移転すべきこと。

(一)の割渡地は既に前年に測量済みであったのであるが、実際の引渡しは遅れたようである。「移民地増加ノ分引渡」の命令を受けた地理課八等属勾坂賢次の「復命書」には、四月十二日から十八日まで増加分、予備地一二二戸分の引渡しを行っているから(「開拓使公文録」六二五三)、この時に正式に一括してなされたとみられる。区画法はまず東西に幅六間の大道(現在の国道五号線)を設けて基線とし、これに並行して東側に二五〇間の間隔をもって二本の小道(幅四間)を設け、これらを南北に縦断する一本の小道(幅四間)を、一六〇間の間隔で通して区画を設定している。こうしてできた二区画は四万坪となり、これは四戸分に相当し一戸分は一万坪となっていた(林駒太郎「大江村地史」明44)。な

お、地所の割渡しに際して区画数に余裕もあったことにより増加も認められ、分家して割渡しに与ることも行われていた。十三年六月の「余市郡仁木村移民戸口開墾反別調」では戸数一七七戸、人口三五一一人、開墾反別一七町二反六畝一步となっており(「勸業課公文録」A四二一九、この時に初めて移民戸数一七七戸という数値が現れるが、一七七戸というのは四月に割渡しを受けた時の戸数であった。

(二)に関しては、貞方心一、三谷築の提出した「移民之義ニ付上申」が添付されている。ここで「移民志同不平等之義」として、苦情除去の執行と至急を要する橋梁架設を数回、竹吉へ促すも実行がないこと、「移民ノ安着ヲ旨トシ橋梁・割地ニ勉勵」する加藤昇作、森大三郎の両組長を免じたことなど、竹吉の「不都合・不注意」を挙げ、移民側の希望を採用しなければ貞方心一、三谷築を雇用しても功をあげることはできないという内容であり、断わる姿勢をみせていた。しかし勸業課では、二人は徳島県では共に巡査を勤めた経歴があり、文筆も立つということで、竹吉を補佐する適任者と目していた。四月に調所広丈大書記官が米村の際に、二人を直接説得した結果、就任を承諾するようになり、間もなく日給の臨時の雇として就任したようである。その後六月四日に、「性直実ニシテ文筆ニ長達候」という原田親重の「撰擧」を得て、月俸の正式な勸業課雇に採用となる(「勸業課公文録」A四一〇〇)。

さて、「移民志同不平等之義」にもあるように、ここに来て仁木竹吉と移民の組長との対立が決定的となっていたが、竹吉はそのためもあつてか、五月に一度辞表を出したようである。井村石蔵は五十余名の連署をもって「辞表差留」の歎願書を、五月九日に札幌の細川一等属の自宅へ差出したまま帰村するという出来事があった(「勸業課公文録」A四一九

九。しかし、このような移民側の慰留もあって竹吉は辞表は撤回し、この後も在職を続けている。

勸業課余市 勸業課余市詰所は、黒川村の秋田団体と仁木村の開墾と詰所の設置 移民の農業指導のために、三月に浜中村の戸長役場に隣接して開設された。しかし浜中村では、「移民地隔絶、諸事不便ノミナラス自然充分ナ取締モ難行届」と、仁木村との関係で便宜の地へ移転することが、開設当初より指摘されていた(勸業課公文録) A四一―一三。このため、九月には仁木村へ移転となる。

復命書(一)では既に七〇戸が入地していたというが、彼らは開墾のための伐木に従事し、その材木は一部は小屋の建築材に用意されたようであるが、多くは薪材に回されたようである。忍路、蘭島、余市、浜中、山碓のニシン漁場では、ニシン粕をつくるのに大量の薪を必要としていたので需要はたくさんあった。『仁木竹吉翁遺稿』も、「高価ニ売払ニ依リ若干ノ金銭ヲ貰」い、「二挙両得」であったと述べている。

『復命書』ではさらに、籤引きで割渡地を決定したことが報告されていたが、雪解を待つて割渡地への入植、小屋の建築、開墾、そして道路の開削や橋梁の架設などが着手され、いよいよ本格的な開墾が開始されることになる。『大江村地史』は勸業課技師三人、技手二人、洋牛六〇頭、人夫一二〇人が派遣されたとし、『仁木竹吉翁遺稿』によると勸業課では三月に入り牛一六頭、壮夫一二〇人を投入し、プラウ、ハローなどの器械によって開墾、抜根を行い、そのあとを手鋸によりならし、雑穀類を播種していったという。ただ、石礫が多く器械の効率は良くなかったようである。開墾料は一反歩につき七〇銭であり移民の負担とされ、「四ヶ年目ヨリ向フ三ヶ年賦払戻シノ約定」であったが、その後、

は移住農民給与規則による給与品の返還を追加規定していた。

以上の仁木村移民取締規則は、米・金の貸与中のみの特限規則であったが、移民側と勸業課側との齟齬、葛藤が頻発してきただけに、移民の統制と取締を目的に施行されたのであった。

この取締規則を制定し取締を強化するもとなつた事件も、五月に発生していたようである。『函館新聞』(明13・5・26)には、「信偽の程は更に分かねど聞くがまにまに書職ん」と、以下の事件を報道している。

後志国余市郡へ移住せし三百余人の農夫が、地所の割渡しが延引して一向下渡されぬと云ふので不服を唱え、一同席旗を押立て譟ぎ立たるに付、其筋より警部巡查及勸業課よりも直に出張して、様々に説諭されたので漸く治りし様子。

その後、『函館新聞』では開拓使函館支庁より、「該地は近來平穩にて紛擾などは絶て迹方もなきことなれば早速取消すべき旨敕命」を受けたことを伝えて、記事の取消を行っていた。明13・6・5。だが、「近來平穩」「迹方もなき」との含みある表現からは逆に類推すると、かつては「紛擾」があったことを暗に示しているものと解釈でき、先の記事はある程度の事実を報じたものと認めているように思われる。「紛擾」の原因がはたして記事の通り、「地所の割渡しが延引」によるものか、農民一揆のように「席旗を押立て」たかどうか不明であるが、勸業課に対する開墾施策、事業への不満が何らかの原因となっていたことは確かであろう。

細川碧の「余市 勸業課一等属の細川碧は、八月二十九日より九月七日出張復命書」日まで「移民ノ近状調査」のために仁木村へ出張した。この時の復命は九月十五日に出した『余市出張復命書』(勸業課公

棄捐の措置がなされた(大江村地史)。

仁木村移民取 移民たちには一八カ月にわたる米、金が貸与となつて縮規則の制定 いたが、貸与中にもかかわらず他行したり、出稼に行き開墾に従事しない移民もみられた。これらの防止と開墾の実績を上げることを含みとして、勸業課余市詰所では将来の返納を確実にするための規則制定を上局の勸業課に願ひ出た。これに対して勸業課の方では、

今日返納ノ規則ヲ定ムルヨリハ、先実際取締ノ方法ヲ設ケ農業ニ従事勉勵セシメ、他日返納ノ期ニ至リ可成延納若シハ不納等ノ不都合ナカラシムル方、処事ノ順序ニ可有之。

と取締に重点を置いた規則に変更し、五月に仁木村移民(余市新移民)取締規則の施行をはかった(勸業課公文録 A一〇二)。その規則は六条よりなるが、「余市新移民ハ専ラ農業ヲ以テ其生計ヲ営ムモノナレハ、戸主ハ勿論家族ト雖トモ故ナク他ノ事業ニ従フヲ得ス」(第一条)と農業への専従を規定していた。また、「無届ニテ他処ニ旅行シ又ハ漁獵ハ、将来貸与ノ米金ヲ停、其既ニ貸下タル米金ハ一時ニ返納セシム」(第三条)と旅行や漁獵を禁止し、違反者や農事怠業者には貸与米・金の停止、さらには返還などを規定していた。

勸業課では、この規則により開墾の進捗と移民への取締しを期待したのであったが、早くも翌六月には一部の改正と規則の追加がなされていた。それはニシン漁で賑わう余市の漁場への出稼がなくなつてきたからであり、「漁場出稼等ノ念慮ヲ懐ク者ヲシテ其情心ヲ阻絶セシメル」ために、第三条につき、「漁獵ニ出稼スル等凡テ本業ニ従事セサル者ハ将来貸与……」の部分を追加改正し、新たに第七条として貸与停止者に

文録) A一〇三)に記録されており、この時期にもトラブルが発生していたことを知ることができる。出張はこれより前に、「四十余名ノ愚民連署不平ヲ訴」へ、「彼此苦情ケ間敷ノ義申立」てたことに関する調査のためのものであった。その連署の文章は記録されていないので詳しい内容は不明であるが、添付された『余市出張日記』の九月一日の条によれば、木村嘉長、近藤直三郎、原田加(藤)藤太、福見九平、小松莊三郎、原田政吉等が沢町の旅宿を訪れ、以下の劇論の場が展開されていた。

三谷築、貞方心一ニ係ル疑問五条ヲ拳ケ強訴止マス。其言過激、其事政務ニ涉ルヲ以テ皆撥ヲ受ケス。是日原田、中馬二氏及雇仁木竹吉、筆生井形主馬吉等与二坐ニ在リ劇談数刻。

ここでは三谷築、貞方心一に關係する五カ条が「強訴」の対象となつている。この「強訴」は直接的には、勸業課雇となつて官側についた兩人を糾弾し、なじるものであったと思われるがそれだけにとどまらず、「其事政務ニ涉ル」というように開拓使そのもの、あるいは政府を批判する言辞に及んでいたようである。

『復命書』では七項につき報告しているが、不平・浮説を首唱・扇動する者や「無用ノ惰民」への処置、勸励者への報奨、仁木竹吉の詰所からの転勤などのことが述べられている。

三谷築、貞方心一もこの「強訴」の件があつて、辞職を願ふこととなる。その「願」には二人が勸業課雇となつて以来のこととして、「移民ノ内心得違ノ者有之ヨリ暫時モ苦情止ナク、将々此際ニ至テハ私共ヲ以灘敵ノ如ク申鳴シ、已ニ上願ニモ相及候次第」とし、二人を敵視し暴力に及ぼんとするグループのことが言及されている。二人は彼らの挙動を

鎮めるには、辞職以外は無いと判断して「願」を提出したのであったが(「勸業課公文録」A四一九九)、これは勸業課によって慰留されることになる。

「騒擾」事件 このような長期にわたる移民同士、あるいは勸業課と移民の発生 民間の葛藤と反目、最後に暴発する事件が起きた。翌明治十四年一月二十一日に発生した、「騒擾」事件がそれである。この日の「暴行事件」の顛末、模様については、「勸業係公文録」(四五五五)に収められている、勸業課余市詰出張の七等属原田親重、御用係中馬秀普、仁木村村用係森大三郎・井形主馬吉、三谷築による三件の「仁木町人民暴行(業)ノ顛末」、詰所小使の吉田豊蔵、仁木村村用係大野類太郎の二件の「手続書」に報告されており、その詳細をつかむことができる。以上の史料をもとに事件の経過を追ってみることにしよう。

この日は、移民への貸与米を渡す日となっていた。ところが、その貸与米は小樽から運送されおらず、詰所の倉庫にも貸与米の用意はなかった。午前十二時頃、福見九平、木村嘉長、留宮寿吉、酒巻文助、新開澤太の五名が詰所へ訪れ、原田親重へ貸与米の支給を強硬に求めた。遅滞はこれが初めてではなく、「糞下渡滝澤二付家族ノ者」(然飢喝ニ及)と以前の例が挙げられている。食料に窮する冬場であつただけに、彼らの訴えは切実ではあつた。

詰所の倉庫には十一月以来、海上の時化もあつて回漕は少なく、備米も不足していた。原田親重はこの日に戸長役場の備米を繰り替えて半分を渡し、一兩日中に残りを渡すのでその旨の連絡を夕刻まで待つように述べて、彼らを引き取らせようとした。だが、原田の言に納得しない一から、勸業課に対するこれまでの鬱積した不満、さらには詰所官吏としての原田親重個人への反感もあつたようである。勸業課雇であつた仁木竹吉さえも、「原田氏ハ強欲無道奸佞狐疑深キ小人」と酷評しており(仁木竹吉翁遺稿)、彼の評判は芳しいものではなかった。ただし、事件はごく一部の強硬派によつて引き起こされたものであるが、八八人の移民は二月二十八日に「上願」書を出し、「官衙へ対シ実以不相済次第都合千万、天網逃ル処無之恐縮罷在」と謝罪し、「何処迄モ本志尙途ニ勉勵、他事ヲ不顧粉骨砕心可仕候間、何卒此迄懸リ御恩惠奉迎度」と、今後の「勉勵」を誓約しこれまで同様の「御恩惠」を情願した(勸業課余市詰所「本課往復簿」、四五八〇)。仁木団体は入地以来、様々な葛藤とトラブルが続発していたが、この事件をもつてやっと静謐に帰するようになる。

貸与米金 貸与米金は明治十四年五月に打ち切られ、総額約一万三の処置 〇〇〇円は十六年より三年賦で、返済しなければならなかった。しかし、いまだ農作物の生産はあがらず返済は不可能であつたので、移民たちはこの年に「向七箇年間据置延期」を申請し許可を得ていた(「北海之殖産」第二四号)。

道庁となつた二十一年に貸与米金はすべて棄捐され、返済が免除となつた。これにつき、「去廿三日郡書記岸本亨氏出張の上、夫々証書を返戻し且一同に向て特典の趣旨を口達ありたり。仁木村の如きは一万円以上もありしことなれば、人民の喜び一方ならず」(「道毎日」明21・5・30)と伝えられており、移民たちには非常な恩典を受けることになつたのである。

人は、

当地へ出張アル何等ノ為々、右手配ノ為ナラン。本日渡ノ調ハサルハ官吏ニ有テ官吏ニ非ス。調ハサレハ当勸業課有リ合ノ米ヲ渡セ。応ウ不レハ書付ヲセヨ

と、なおかつ強硬に主張し引き下がらなかつた。しばらく押し問答が続いたが、やがて余市の戸長役場へ交渉に行こうと立ち上がった原田に対し、足をかけて転倒させ、さらに襟首をつかみ暴行を加えようとした。暴行者はその場で取り押さえられ、荒縄にてしばられたが、他の四名は傍観してその場を退去して事は収まつたかにみえた。

しかしその後、午後三時頃、一四名が詰所へ押しかけて中馬秀普等を「罵詈」し、なおも五名は居残つて暴行者の縄を解き、ご飯を要求したり「暴言」を吐くなどして詰所に留まつていた。やがて五時頃、原田親重は余市より暴行者を引渡すために巡查を帯同して戻ると、多人数が詰所へ来ていた。巡查が暴行者を「捕縛」しようとする五名が妨害し、棒を手にして巡查と激しい衝突となつた。やがて騒動を聞き付けて、「人民群集シ来リ已ニ騒擾ノ勢ニ立至」つてきた。そのためこの場面を森大三郎、井形主馬吉、三谷築にまかせた。三人が種々「説諭」をした結果、「騒擾」は収まり十時頃に一同は「退散」することとなつた。この「騒擾」によつて罪名は不明ながらも、「一人」が「魁首」として「札幌廻」へ、「一人」が「村吏預」の処罰を受けることになつた。また、この事件を契機に勸業課詰所には、治安維持のために巡查が派出されていたが、これも三月三十一日をもって「引揚ゲ」となつている(「勸業課公文録」A四一一二)。

「騒擾」の原因を探ると、貸与米支給の遅延が続いていたことなどか

四、鎌田団体の移住

第二次移民 明治十二年に移民を募集した際に志願者は増加し、仁木の募集 竹吉が十二年十一月一日に横浜にて開拓使に出した「北海道移住人民之義ニ付歎願」でも、「過月来阿波国へ出張志願者募集ニ相及候処、凡百戸ノ見込ナルニ不計モ志願者追々増加シ、都合式百戸計リノ多キニ至リ」と述べ、「小樽郡余市移民一件」、残りの人員の移住許可を求めていた。竹吉も彼らのことが気になつていたらとみえ、開拓地の落ち着いた十四年に第二次移民の募集を行い、余市郡へ誘導をはかることになる。

仁木竹吉は十三年の冬に、帰国して徳島県下で移民の募集を行い、多数の志願者を集めたようである。その結果、一団体を形成し十四年五月十六日に開拓使へ「北海道移住民ノ儀歎願」を出し、移住の補助を求めた(「開拓使公文録」五〇七七)。彼はその願書の中で、十二年に残した七五戸ほどの志願者につき、「愚昧ノ者共ニシテ一途移住ノ志願ニテ、故国ヲ断念シ一旦家産売却、既ニ手配ノ上絶テ身ヲ措クノ地ナキモ同様ノ時状、私手元へ数度通信モ有之候」と窮状の状態を察し、それを気にかけて十三年の冬に帰国し訪ねて歩いたと、彼らは再び移住を願っていた。しかも仁木村のある余市郡は藍作に適した地とし、

將藍作創業中ノコトナレハ、其業得タル者ハ一人タリトモ増加テ企望可仕処、数百戸ノ人民増加スレハ其産業盛大ナルハ勿論、自然御国益ノ恐端トモ相成候様想像仕候。

と「産業盛大」「国益」のために移住の許可を求めていた。ただ、いず

北海道仁木町の開拓者 北海道に藍作の地を求めた 仁木竹吉(児島村)粟島・善入寺島】の小高取(武士待遇)藍師の家出身)と藍に関する記述

れも「自力就業」の困難な貧民ばかりということなので、以下の三項の要望をしていた。

①阿波国小松島浦ヨリ余市郡海路御移シ被成下、②移着ノ後明治七年御使第十号御達ニ廻リ御給与被成下、③且一季ノ收穫得候仕返ハ特別ノ御憐憫ヲ以テ多少ノ米増御貸与被成下、藍草売得金ニテ返納仕様御許容相成候すなわち、移民に対して①開拓使派遣の回船による小松島から余市までの回漕、②明治七年規則による給与、③收穫後までの米・味噌の貸与などである。以上のうち③以外は認められたようでは、①の回船を待つ状況となつたらしい。徳島の地元紙である「普通新聞」には、「阿波麻植両郡人民中にて、北海道へ移住を出願するもの陸續踵を絶たず、昨今迄に二百有余名もあるやに聞けるが信偽は知らず」と伝え(明14・3・6)、十二年の移住から漏れた人々を中心に、相当数の志願者が集まっていたようである。

鎌田団体 だが、やがて竹吉と移民たちとの間にトラブルが発生への再編 し、竹吉が企画した第二次の移民団は解体に類してしまふこととなる。回船の遅れによる出発の遅延が主な原因のようであるが、この移民団を引受けてまとめたのが鎌田新三郎であった。若林功『北海道開拓秘録』第二編(昭24)「阿波国部落の恩人鎌田新三郎」によると、明治十四年二月に仁木竹吉が移民の募集を行い、それに五〇戸が応募していた。彼らは宅地、家屋、什器などを処分して資金としていたが、竹吉の「不信行為」により移民団の出発は中止となつてしまった。その折に、移住を計画していた名東郡津田浦町の鎌田新三郎のことを聞き及んだ移民団から、「窮乏救済」のために新三郎へ誘導を依頼され、彼は「大決心して救済に乗り出し」、団体をまとめる団团长(移民

に、速やかな回船を開拓使へ照会することを郡長宛へ願つたのであったが、引き続き五月三十一日にも六一戸が、「御廻船無之至極難渋仕候間、至急御廻船相成候様電信ヲ以御照会ニ相成度」と「追願」を行つていた。これとあわせて他にも一〇戸も移住を希望していることを述べ、許可を求めている。この一〇戸は三谷繁蔵、姫田福次郎ほか四七人であり、共に移住して来ることになる。

移民の回漕が決定し、開拓使から通知があつたのはこれから間もなくであつたようである。同じ頃、「普通新聞」は「北海道余市郡へ県下より移住を願ひ出て、便船次第同所へ出立するは戸数六十一戸、人員二百六十五名なりといふ」と報道し(明14・5・26)、鎌田団体の構成は六一戸、二六五人であつたようである。鎌田家資料の「北海道後志国余市郡エ移住願ニ付名東郡志願人連署人名簿」「北海道後志国余市郡エ移住願ニ付他郡人名取纏メ簿」には各戸の本籍、戸主、家族がまとめられており、総計はやはり六一戸、二六五人となつている。

移民団の出発 鎌田団体の出発に関して、開拓使から鎌田新三郎へはと乗り遅れ 六月十八日に、電報により二十日まで神戸に行き広島丸(実際は敦賀丸)へ乗船する旨の指令が届いた。その詳細については、以下のように「普通新聞」(明14・6・21)が詳報している。

阿波全域より北海道へ移住を願出する者の総計は三百五十二名程なるが、此の人々は開拓使達十二年甲第四号の規則により官船回付を請願したるに、唯だ回付期日は迫つて達するとの指令にて、その後二、三ヶ月間何の御沙汰もなければ、右等の人々は已に移住を決心したるものなれば、所有の財産を取片付け、送籍及副輸等も申請し、今や官船の廻付あるかと待ち居る所、其筋より去十八日午後三時発の電報を以て、此度の移住民は来る廿



鎌田新三郎 「社警町史」

料に、「北海道ハ未開ニシテ年々政府ノ巨額ノ資ヲ投ジテ之ガ開拓ノ折ナレバ、是ゾ幸ヒ該地へ移住開拓并ニ藍産事業ヲ開クハ国家ノ為メ奮テ成ザルベカラズ」と記すように、北海道での藍栽培であつた。「社警町史」(昭54)には惣代として鎌田新三郎、横山豊吉が十四年五月十九日に名東・勝浦郡長宛へ出した、以下の「奉歎願証」が収載されている。

私共儀先般仁木竹吉周旋ヲ以テ、後志国余市郡へ移住仕度旨出願ノ通御聞届ケ相成、別紙送籍証及御役廻御副輸モ御下渡相成居候所、右竹吉事故相尋ドモ周旋難相整、今以無余義相待居候処、前願ノ掛ニ付所持ノ諸道具ハ勿論、指当用品悉皆売却仕テ義ニテ、目下ノ難渋筆紙ヲ以無申上立場合ニ立至リ、右ノ仕合自費者固ヨリ移住難相整、且私共ノミラス他ノ郡村ニ於テモ同難渋ヲ多ク有之、即チ別紙ノ通ノ御座候間、非常愛憐ノ御詮議ヲ以、其筋へ速ニ回船ノ義照会被成下度、御保護ノ程連署ヲ以此段奉歎願候也。

これによると回船を待つ間に、「難渋」を極める移民が多く、十二年の第一次移民と同様に窮状が繰り広げられていたのである。そのため日までに神戸へ出向ひ、三菱会社の広島丸に乗り込むべき旨達しありける所、予て決心したる移民も、足元より鳥が立つやぶの達なれば困却するのみならず、移民の総代鎌田新三郎も周章狼狽し名東、名西、那賀、板野、阿波の五郡へ散在せる移住出願者を召集せんとするも、過日來の降雨にて諸方川々の渡船止めとなりて其便路を得ず。去りとて今度の便船に後れては、当分便船なきこととなり。又廿日に神戸書飛の広島丸は、飛脚船のことゆへ少しの猶予もせぬればと人を走らし、書を飛して三十三名の内漸く百八名を召集し、昨朝太陽丸に搭じて出発したりとのことなるが、何分開拓使の達の急劇なるより、斯く乗り後れの者も出来たるならんか。

午後三時に電報を受けてから明後日の二十日まで神戸へ行けという、「足元より鳥が立つやぶ」な全く急な指令であり、移民たちの「困却」も当然であつたろう。さらに鎌田新三郎も名東、名西、那賀、板野、阿波の五郡に散在している移民たちを急いで召集しなければならなかったのであるから、「周章狼狽」するのも無理からぬことであつた。折しも降雨の後であり、渡船が止まっているところもあつた。ここでは三二二人の内、一〇八人だけをようやく召集し、徳島の港から昨朝(二十一日)、太陽丸に乗って神戸へ向かつたと伝えられ、「乗り後れの者も出来たるならんか」と乗り遅れることが心配されていた。

この後、「普通新聞」の続報によると以下のものであつた(明14・6・25)。

……開拓使よりの電報が、足元から鳥の立つたき期日の切迫せるを以て、遠郷の移民はそは、当地出艦の太陽丸に乗り後れしと、一同に押し詰めければ其混雑一方ならず、中には妻子のみ乗船せしも、亭主はまだ乗り得ぬれば、荷物と人と分離する等余程不都合のありしのみならず、太陽

丸抜船後に車を飛ばせて寄り集る者凡そ百数十名に及びたるが、既に出帆せしゆえに恰がら手に持つ物を取られし如く杳然として、進退合まりしを……

ここでは急な出航で混雑した様子を述べると共に、出航後に駆け着けた百数十名の移民があり、彼らは「手に持つ物を取られし如く杳然として、進退合ま」った状態であった。報道では「愾然」に思った郡役所がその向き(開拓使)に照会した結果、乗り遅れた移民は二十四日神戸出航の東海丸に乗船することになった。そのために二十三日に太陽丸で神戸へ向かい、「昨夜午後六時に彼の東海丸に乗り込み、恙なく神戸港を解纜せしといふなり」とされ、鎌田団体は先発組と後発組の二隊に分かれて北海道へ向かうことになるのである。これらの戸数と人員については、『北海道後志国余市郡工移住願二付名東郡志願人連署人名簿』『北海道後志国余市郡工移住願二付他郡人名取纏メ簿(鎌田家資料)』によると、敦賀丸に乗船した先発組は二一戸、九一人、東海丸の後発組は二七戸、二一八人、総計四八戸二〇九人となっている。

しかし、まだ間に合わなかった人たちもあり、後述のように九月に一三戸が一団となって移住して来る。『札幌県第一回勸業課年報』は、十四年の仁木の移住戸数につき七月は四三戸、そして十月は一戸と記録している。

移住の経路 鎌田団体の先発組は、六月二十一日に徳島を出発し、七月八日に仁木へ着くが、その経過については西川カネ、松藤ヤエの以下の『手続書』に詳しい(『県治類典』八一―一三)。

後志国余市郡仁木町へ移住ノ義ニ付手続書
私共儀開聖志願ニ付、徳島県下阿波国郡ヨリ余市郡仁木町へ移住仕候儀

十二日に神戸着港、同日に敦賀丸・東海丸の二船が神戸を出港し、二十三日に横浜に着港した。そして横浜からは九重丸に乗り、七月一日に函館に着港し、ここからは芳野丸に乗り、七月二日に小樽へ着港したとする。これは鎌田新三郎の後年の記憶によるものであるが、小樽着港は七月四日が正しいと思われる。

このように四船を乗り継いだ苦難の船旅であったのであるが、そのために徳島・神戸・横浜・函館・小樽における五港にて、それぞれ解賃・宿料を要することとなった。しかし、いずれも薄資の移民たちであったので、『手続書』にある通りそれらを開拓使から借用することとなる。一行が借用したのは荷物運賃の三分の一、解賃、宿料であり、金額の総計は七八二円一〇銭にも及んでいた(『壮瞥町史』)。

鎌田団体の分解と転地 しかし、実際に仁木村へ移住しても、良好な地所には乏しであった。叔父の森某に相談したところ、「五戸や十戸位なら何とでもするが、五十戸と云ふ大勢の入り地は余地はないとのこと」で、団体を率いて札幌に出て開拓使と入植地の交渉と探索を行うことにした。新三郎はやはり藍の栽培に適した地所を探しその結果、現在の壮瞥町である有珠郡長流村字ソヲベツに入植することになる。

明治十五年三月に鎌田新三郎から余市郡長北川誠一宛へ出された、『拝借金還納方ノ義ニ付願書』には、以下のように記されている。

客年七月開拓志願ノ為メ、徳島県下ヨリ御管下後志国余市郡仁木村へ転籍仕候四拾九戸ノ者共、御給与地撰出ノ義ニ付着郡以来銘々奔走仕候へ共、同郡ニ於テハ何分相応ノ場所モ無之ニ付、不得止他郡中普ク探検中、有珠郡長流村ノ内字ソヲベツニテ三十万坪程発見仕候故、右ヲ御割渡ノ義室蘭

八、同国麻植郡児嶋郷士族仁木竹吉ノ集募ニ応シ送籍証請求仕候、右竹吉渡航順序ヲ不知在再相流レ実ニ困迷相極リ候、然ル処同国名東郡富田浦町鎌田新三郎ナル者之困迷ヲ察シ、自付ト開聖志願ノ決心ヨリ彼是困難ノ末、管轄郡役所へ出頭難波ノ趣保護蒙リ度懇願仕候処、東京御使物産局へ度度電信ヲ以御懇合被成候。然ル処気船敦賀丸神戸迄御差廻シ相成候ニ付、神戸迄一同乗舟ノ為至着シ、貧民ニシテ同所迄ノ諸賃等出来難キ節ハ、該郡役所ニ於テ一時繰替可置トノ照会ノ旨ニテ、其諸賃御繰替被成下候ニ付テハ明治十二年四月廿日甲第四号ノ御布達ニヨリ、客年六月廿一日阿波国ヨリ気船太陽丸ニ乗組神戸エ着、同所ヨリ気船敦賀丸ニ乗組横浜港へ着、此際同所解賃宿料等東京物産局へ拜借ノ儀願出御許容相成、当道小樽港へ同年七月四日着、同所解賃宿料等之亦拜借ノ儀同郡役所へ上願御聞届ノ末、同年七月八日当仁木町へ到着移住仕候ノ義ニ御坐候。

右渡航ノ順叙手続書ニ付届上候也。

明治十五年二月十四日
余市郡仁木町番外地 平民農業 西川カネ
右 同 郡 平民農業 松藤ヤエ

西川カネは阿波郡市場町、松(杉)藤ヤエは板野郡七条村の出身で共に単身での移住であった。二人はやはり竹吉の募集に応じたものであったが、『手続書』では中止になり「困迷」していたところ、鎌田新三郎が郡役所、開拓使東京物産局役所などと交渉し、誘導をはかってくれたことを述べ、次に移住の経路と日程が記されている。それをみると六月二十一日に徳島から神戸に着き、神戸からは敦賀丸に乗り換えて横浜へ向かう。そして、横浜から小樽港へ着いたのが七月四日であった。小樽に少し滞在して、ようやく仁木村へ到着したのは七月八日であった。

『立志編原稿』の記述では、六月二十一日に太陽丸で徳島を出港し二

郡役所へ出願仕置候処、即別紙写ノ通り御指揮御座候……

これによるとソヲベツにて、割渡許可を受けたのは十五年三月であり、この『願書』では四九戸の内、二八戸(四戸のみ札幌寄留、あとは仁木村入籍)が長流村へ転籍することが述べられている。実際には一九戸に留まったようであるが、十五年中に入籍を済ませたものの、入地したのは十七年であったという(『壮瞥町史』)。

新三郎が新たな入植地を探索している間に、鎌田団体はすでに分解をおこし、仁木村に地所を求めて入植している者もみられ、こうして鎌田団体は仁木村と壮瞥への入植組の二手に別れ、それぞれ「開拓志願」に励むことになった。なお、壮瞥への転住者も『徳島県移住者名簿(史料編)』に記載されている。

仁木への入植組は大西仁平、大西多蔵、笠井万治、片岡伊太郎、久保田喜代太、妹尾類太、原田藤五郎、坂東友蔵、吉積平蔵などであり、九月二十四日に地所下渡し願書を提出していた(『県治類典』八一―一二)。

十四年十月『余市郡仁木村工移住ノ儀ニ付手続書』(『県治類典』七)の移住者 四四〇)によると、明治十四年十月に猪尾宇源太、井形忠作、笠井清市、笠井武平、笠井芳蔵、工藤源蔵、妹尾半次郎、玉家儀蔵、中村安蔵、坂東善吉、松井茂平、三谷繁蔵、宮崎宮三郎、以上の一三戸が移住して来ている。彼らも仁木竹吉の募集に応じその後、『北海道後志国余市郡工移住願二付他郡人名取纏メ簿』にも笠井武平、宮崎宮三郎以外は記録されているように、鎌田団体へ加わっていた。彼らは乗り遅れ組とは違い連絡の不備などの何らかの理由で、後続の出航にも間にあわなかった人たちであった。

次の『手続書』には、移住までの経過につき次のように記されている

〔県治類典〕七四四〇。

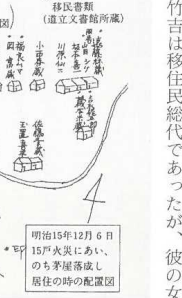
〔年表〕
同年六月廿三日「旧国川辺郡長役所ヨリ御召喚ニ到り候ニ付、兼テ拜受居候送籍并ニ副願共郡役所エ指出候処、今般呼出候ハ名東郡富田浦町鎌田新三郎ノ周旋ニヨリ移住ノ者ト同時ニ渡航可為致メ呼出タリ。然ルニ出帆後ニ付後船ヲ待チ可申御申間ニテ送籍証、副願共御預リ置ト相成。然ルニ同年九月十六日同郡役所ヨリ御呼出ニ付出張候処、徳島ヨリ横浜港迄大人、中人、小人差等ヲ以テ旅費金御給与被成下候ニ付、明治十二年四月廿日甲第四号ノ御布達ニ依リ、同十七日阿波国ヲ発シ大阪ニ着。戸神ニ到リ同港ヨリ乗船横浜ニ着、東京御使物産局ニ出張、同港ヨリ小樽迄ノ諸費拜借ノ儀出願候処、御採用不相成候ニ付、十三戸種々手練致シ同港ヲ発シ、十月七日小樽着仕候儀ニ御座候。

これによると彼らは、鎌田団体の後続組と同時に渡航する予定であったが、それも出帆後であったために後船を待つように郡役所から指示を受け、九月十七日に徳島を出発し十月七日に小樽へ着いたのであった。

この十月には、せつかく仁木村への移住を予定しながらも、札幌郡手稲村の北海道開進会社の第五会所へ、移住地を変更するグループもみられた。十四年十月五日の同社社長代理林頭三「移住民船賃之儀ニ付上願」によると、仁木村への送籍状を持参していた一〇戸人員三十七人は、余市郡への移住者より「引受世話致シ可遺約定」により、「予テ後志国余市郡へ送籍就農ノ見込ヲ以テ着函」したが、「約定ト違背ノ件々有之調和整兼」ねることとなり、さらに「旅費ノ手配一切無之困情ニ陥」ることとなり、同社の賃地に編入することを希望したのであった。彼らはいずれも美馬郡猪尻村が本籍地であり、堤三木蔵、佐藤長平、好井宇三郎、長尾多市、岩井伊世松、仁尾安蔵、脇川多喜太、作川石蔵、秦大

予定であると述べられている。

十五年五月四日に竹吉ほか五人が出した「殖民願」によると、四五〇戸およそ一八〇〇人を三年で移す計画であり、さしあたり十五年における五〇戸、二〇〇人の移住許可を求めている(六月十五日に許可)。竹吉は許可後の六月二十二日に東京から徳島へ戻り、直ちに郷里の麻植郡にて、「已前移住を希望する者共へ、前段の始終を通知し専ら移住の計画に着手し」始めていた(『普通新聞』明15・6・24)。そして九月六日付の続報では、移民は名東、勝浦、那賀の三郡の五〇戸、一七〇人に及び、今明の内に出発すること、来年三月にも二〇〇余戸が移住することが述べられている。この中には、これまでの北方地方だけでなく、勝浦、那賀郡の南方地方からも応募者があつたようである。実際は九月二十二日に出発し、十月一日に着いている。移住人員は三三戸、八一人であった(『瀬棚町史』平3)。



徳島県人居住図 (明16) 『瀬棚町史』

竹吉は移住民総代であつたが、彼の女婿である三木芳太郎(阿波郡土成村出身)を竹吉代人として派遣していた(『普通新聞』明16・3・13)。芳太郎は後年、仁木へ転住するようになる。竹吉が募集した移民は、火災、凶作に遭うなどの窮状をなめたが、瀬棚には十六年、十七年にも徳島県からの移住が続

吉、国見喜七の一〇戸であつた。彼らの移住地変更もすでに仁木村は割減し地が欠乏していたためである。

五、後続移住の展開

瀬棚の 明治十四年に仁木村への移民誘導を失敗した仁木竹吉「竹吉村」は、十五年には瀬棚原野への誘導をはかり、「竹吉村」を起すこととなる。「仁木竹吉翁遺稿」はそのことを、以下のように述べている。

明治十五年一月十五日付ヲ以テ本村引払瀬棚郡原野再調ノ上、東京府箱崎開拓使残務係リ鈴木大亮殿ニ該原野地四百五十坪六月貸付請願ノ上、郷里二十八戸ヲ募集シ来リ、同年十月該地ニ到着セシニ俗称竹吉村ヲ創設シ、翌十六年三月再ヒ婦郷シテ式百戸ノ移住者ヲ募集着手センモ、同年四月廿五日移住規則ヲ発布セラレ、資産ナキ者ハ貸付許可ヲ受ル能ハサル制規ヲ設ケラレタル為メ、其計画ヲ中止スルノ止ム可カラサル事トナリ……

これによると竹吉は、十五年一月十五日に仁木村を引払い(実際は十三年冬)、六月に開拓使残務係鈴木大亮へ瀬棚原野の四五〇万坪の貸付を請願した上で徳島にて八〇戸を募集し、十月に移住をはたして「竹吉村」を創設したという。東京の「朝野新聞」(明15・8・16)に、瀬棚原野貸付の経緯が報じられている。それによると竹吉は、十四年九月に出京して地所を出願するも却下され、その後も数願を続けた末に許可となり、渡道して函館県の官吏と瀬棚郡に行き地所を受け取った。そして、竹吉はこのほど帰郷して移住希望者に通知をし、八月中旬には出発する

き、後述の関井団体も瀬棚への移住を計画していたように、瀬棚原野に後続移住を呼び込む大きな役割をはたした。

幻の坂東団体

この明治十五年には仁木村へも一八戸、五五人の移住があつた(『徳島日日新聞』明24・11・6)。この年の五月に名東郡紙屋町の小山元ほか二五人、六月には井形和太郎ほか十六人が地所割渡しを出願している(『県治類典』七四三五)。前者は四人以外は十四年七月、十月に移住した鎌田団体の人たちであるが、後者は「本月移住シタル」とある通り十五年の移住者とみられる。

十六年は徳島県からは僅かに三戸であり(『北海之殖産』第二四号)、十七年も名東郡、名西郡から各二戸二人といつて少なかった(『札幌報』第四四号、『札幌報第三回勸業年報』)。続いて十八年には次の坂東団体の一部の人たちが移住して来る。

十八年四月に美馬郡重清村の坂東勘吉が一〇〇戸の願人総代、安崎主馬蔵が保証人となり仁木村、黒川村にわたる地所八四万坪を出願している(『札幌報』九五九九)。その願書によると、勘吉は十七年十月に該地の視察を行い、農業適地と認定して帰国し、移住志願者を募つた上で委任状を取りまとめ来道し、該地の下渡しを出願したのであつた。彼らは一〇〇戸、およそ三九〇人の移住と藍作の予定を述べている。志願者の本籍をみると、美馬郡重清村が三三戸、半田村が一三戸、それと三好郡の清水村、毛田村、加茂之宮村、芝生村などが二五人となつていた。仁木村内では湿地ではあるが、まとまった最後の地積として残されている該地を、保証人の安崎主馬蔵が勘吉へ紹介し、移民の斡旋・誘導に協力したものであろう。

ところが、「出願ノ地所ハ大概湿地ニシテ、到底薄資者ノ開発シ得ヘ

キケ所ニ無之」という理由で不許可となっており、この坂東団体の移住は幻となった。それでも移住志願者の中には、地所を得られなかったのにもかかわらず、美馬郡重清村の荒岡宇吉、戸嶋吉太郎、藤永吉、半田村の坂本伊勢吉、三木角郎、三好郡毛田村の中岡脇蔵などは、この年あたりに実際に仁木へ移住して来ており、後年、重清村の西岡高八、半田村の村田利吉も移住していた。

十八年の徳島県からの自費渡航保護の移民は、『札幌第四回勸業課年報』によると、七月に山道村へ一四戸六六人(男三七人、女二九人)、仁木村へ一戸七五人(男四九人、女二六人)、九月に山道村へ一戸六人、十月に仁木村へ二戸一人となっており、合計では山道村へ一五戸七二人、仁木村へ一三戸六〇人となっている。『徳島日日新聞』(明治24・11・8)はこの年に、山道村へ三〇戸一三九人の移住記録を転載しているが、これは仁木村を含めた数値とみられる。十八年は団体の移住はなかったけれども、相変わらず仁木への移住ラッシュが続いていたのである。入植地も仁木村が飽和状態であったので、余市川対岸の山道村へと移っていく。

なお、坂東団体が申請した地所は、後に道庁が排水溝を設備した上で毛利家へ貸上げとなる。

関井団体と 続いて明治十九年には徳島県からは、井形主馬吉が三五井形団体 戸の北方の移民を組織した井形団体、関井善平による南方と兵庫県淡路島の移民から成る関井団体が移住して来る。関井団体は一七戸であり、当初は瀬棚を目指したが、後述の理由により仁木へ入地することになる。

まず関井団体及び関井善平の史料に関していうと、昭和五年に関井善平。一方、善平が相談し合流を決めた井形主馬吉は、阿波郡久千田村の出身で仁木団体の移民であった。仁木村戸長役場の筆生を勤めたこともあり、移住の行政手続にもたけていたので、善平も団体の同行を依頼したと思われる。当時、西日本各地ではコレラが流行しており、役場でもコレラ防止のために他行を禁止しており、「北海道移住スル事ヲ尚フ思止ル様」説諭されたが、善平と主馬吉は共に県庁に出頭して「移住ニ付テノ対談、実地ノ情况等ヲ具申シテ」、ようやく許可を得ることになった。

関井団体は南方の一七戸(「移住者成績調査」では一八戸)であり、佐々木喜市、渡喜惣平、池尻ユキ、田中喜造などの淡路島出身者も参加していた。池尻ユキは三原郡神福村の出身であり、他も三原郡であったと思われる。両団体の総計は五二戸二五二人であったというから(関井善平手記)、井形団体は三五戸ということになる。主馬吉の募集に応募したのは麻植郡川田村の森利喜蔵・弥三郎、原田伴蔵、殿川宗太郎などであった。関井団体の南方組は瀬棚、井形団体の北方組も必ずしも仁木をめざしたのではなかったらしい。殿川家では荷物を瀬棚宛に送っていたといい、森家でも移住地の当てはなかったとしており、北方組も瀬棚移住の計画であったかもしれない。



関井善平 【仁木町史】

調査」第二編(明治)に、成功者として善平の経歴が記され、若林功『北海道開拓秘録』第二編(昭和24)の『大江村の開拓者毛利元徳と仁木竹吉』の中でも、彼のことかふれられている。これらをもとにして関井団体のことをまとめることとする。

関井善平は文久三年(一八六三)に那賀郡桑野村に生まれ、生家は水田と山林を各一町歩ずつ保有し、養蚕・果樹も副業で行うなど豊かな生活を送っていたという。しかし、

世の進歩は生計の度を高め、一方には家族増加して生産漸減し、稍々生計難を感じつつあるに際し明治十七、八の両年に亘り凶作に遇ひ家産傾き、再び自立し能はざる苦境に陥り。

とされ(「移住者成績調査」)、これが北海道へ移住する動機となつてい



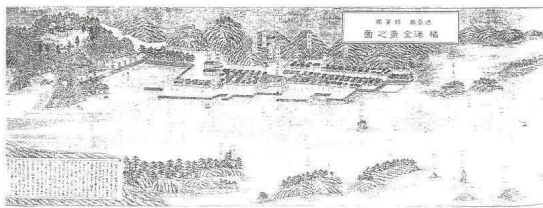
関井善平の自家陶久宅(現阿南市山口町)

なお、南方というのは県南部の那賀川流域の勝浦、那賀、海部の諸郡のことをいい、北方とは徳島県北部の吉野川流域地方のことをいう。どちらかというとな方は米作地帯、北方は藍作地帯であった。

コレラ船

両団体は徳島で合流し、神戸へ向かうことになるが、井形団体のうち川田村から参加していた殿川宗太郎、原田伴蔵、森弥三郎等は旧暦の四月一日に村を発ち、吉野川を下つてその日に徳島に着く。徳島には船の都合で七日間滞在し、その後、神戸へ向かうも時化に遭い、辛くも入港するという苦難の船出となっていた。関井団体はコレラによる通行禁止のところを人目を忍びながら、五月二十六日に小さな和船で那賀郡橋港を出航し、翌日に神戸に着いたという。

しかし、神戸に着くや善平の七八歳の祖父本太郎、高畑某の子供が死亡するなど、コレラ感染者が発生して出帆不能となり、先に到着していた井形団体は神戸に一カ月も滞在を余儀なくされた。北海道へ向かう便船をなかなか得られなかったようであり、僅か一〇〇〇石積の帆船の丸を得るも機関の故障などで出航は伸び、ようやく六月十日に神戸を出航した。卯の丸は北前船と同じように、



関井団体が出港した橋港(那賀郡) (阿南市史編纂室蔵)

北海道仁木町の開拓者 北海道に藍作の地を求めた 仁木竹吉(児島村)粟島・善入寺島】の小高取(武士待遇)藍師の家出身)と藍に関する記述

西日本を経由して日本海を北上する経路となっていた。

出航はしたものの団体の中に、次々とコレラの発症者が続出するあり様で、死者の埋葬のために鳥取県淡路、新潟県直江津、佐渡二見、新潟などの各港に立寄ることとなった。佐渡では、「巡查を始め島人多数が竹のヒツギ槍で上陸を阻止」していたという(『北海道開拓秘録』)。新潟港でも上陸は禁止されていたが、死亡した原田伴蔵の長男の遺体を水葬にするのは忍びず、伴蔵と森弥三郎は「夜陰に乗じて」密かに上陸、死体を土葬にしたとのことであった(『森家記録』)。

このように彼らの乗船した卯の日丸は、コレラ船と恐れられ上陸を阻止されながら日本海を北上していったのであった。「函館新聞」は、「虎列拉患者を載せて逃亡したりとて、一時喧しかりし西洋型帆走船卯の日丸は、一昨一日正午新潟港を出帆し北海道へむけ航海せし」と報道し(明19・7・3)、七月一日に新潟港を出帆し一路まっすぐに小樽へと向かう。関井団体は瀬棚で降りるはずであったのであるが、コレラの検査所がないために瀬棚への着港は禁ぜられ、井形団体と共に小樽へ廻港することになった。移住史に残る凄惨と恐怖を極めた船中の様子は、『北海道開拓秘録』に次のように描写されている。

航海中の死者は計三十五人で、中には船から水葬したものもあったが、一行は北海道で監製造をする計画だったので、監瓶を百個携帯してゐた。その中の破損したのに死体を二個づつ、容れて小樽着を待った。六月の可なり暑い時に上甲板に日晒らした死体は、三十六日間の長い航海中段々腐敗し、血と膿とが流失して、三百人近くの人々が、横臥することも出来ず、処狭く、蹠つてゐる処へ、コレラ病菌運んで薄椽の上を流れて来た。臭気紛々として鼻を衝き、誰も皆既にコレラに罹つた様に自己催眠し、そ

の上風波に翻弄されて船量に悩み、一人として生きた心地はせず、今日は死ぬか、明日は自分の番になるのかと、腹の中でお唱名を称へてゐた。また、『森家記録』も「患者が出ると裸のまゝで甲板の一室に収容して食事も水も確に与えず、波に船がゆれるまゝ、船室でころがり合ひ、水を求めて子は親を呼び、親は子を呼び叫び乍ら朝に出て夕方までか、永く二日か三日で悶死していくのをただ傍観している」だけであったと、森ツネの述懐を伝えている。

小樽で約一カ月にも及ぶ永い航海を終え、小樽へ入港したのはの隔日 七月八日午後一時であった。さつそく小樽港検疫事務所を検査を受けたところ、患者は四人、すでに死亡した患者は七人ということであった(『函館新聞』明19・7・10)。遺体は八日夜、火葬に付され、四人の患者は九日夜に避病院に送られたが、その後も発病者が続き一人が亡くなっていた。卯の日丸はしばらく着岸を禁ぜられて沖合に停泊し、移民を含めた乗組員二六七人も上陸を差し止められていた。この間、色内波止場には乗船者を受容する長屋が急遽建設され、ようやく十一日に下船してこへ移されたのである(明19・7・16)。

『函館新聞』は七月十七日現在で一人の死亡を伝え(明19・7・23)、また二十三日現在では一人の患者数を伝えている(明19・7・28)。二十八日に至りやっと長屋から解放されて二五四人が出立していた(明19・7・31)。

死亡者数は「関井善平手記」は三五人とするので、新潟までの船中一七人、新潟から小樽までの船中七人、小樽上陸後は一人ということになる。船中の死亡者は関井本次郎(善平の祖父)、谷崎與市の妻、吉田清吉(幾太郎の父)、殿川朋吉、原田伴蔵の長男などであり、避病院では

森利喜蔵(弥三郎の父)も亡くなっていた。

仁木 入地 とするも、永旅で資金を失っていた。収容された長屋の賄料が一日一人二五銭、避病院の看病人傭賃が昼夜七五銭、遺体焼人夫賃一円となっており(明19・7・31)、これらも彼らの負担となっていたはずである。そのために陸行で瀬棚へ向かうことになって仁木村まで来たが、「瀬棚へはヨリ末五、六十里毛陸行ハ逆モ不可能ナリヨリ、当地ニ止リ開墾可能ナル旨」を聞いて瀬棚行きを断念した。こうして井形団体と関井団体の計五二戸、二五一人(その内、三五人が死亡)が共に、仁木に入植することになったのである(『関井善平手記』)。

なお、十九年の移住者数につき「第一回北海道庁勸業課年報」は、七月に徳島県から仁木村へ三〇戸、一三五人(男六一人、女七四人、兵庫県から七戸、三〇人(男一六人、女一四人)としている。

彼らの移住は七月末となっており、まったく農事には季節遅れであった。そのために、日雇などして急場をしのごき、貸下げを得る地所もないので小作として営農するしかなかく、しばらくは苦難を強いられることになった。十九年十一月に仁木村の官道へ小石、砂利敷を請願した村総代稲井菊太、笠井萬治による「歎願書」では、その工事に新移民を便役して窮乏している彼らに対して、「今や数百人ノ新移民ヲ救助ナスノ法方ナク、且ツ新移民ノ者共本年期節ヲ経過シ、原野ヲ化シ田ヲ拓キ農事ニ着手シテ何分ノ収穫ヲ得ルモ穢ニシテ、明年雪消ノ節ニ至ル迄何ヲ以テ命ヲ保タン。真心ノ事情実ニ罔然ナリ。人情ノ忍サル処ト雖トモ、之ヲ保補ノ慈善如何セン」と、救済工事としての実施を請願していた。

II 明治編

本章で詳述してきたように、明治十二年の仁木団体、十四年の鎌田団

体、十八年の坂東団体、そして十九年の井形・関井団体というように実に多数の徳島県移民が、仁木を目指して移住してきた。史料編にこの十年代に移住してきた徳島県移民の名簿を、前籍地が確認できるもののみを掲載したが、その人数の多さに改めて驚目される。団体の中にはすぐに転地を余儀なくされたもの、貸付許可を得ずに幻となったもの、永い航海中に病没者も多く出したものもあり、仁木の移住史は数えきれないほどの苦難に彩られていたといえる。この徳島県移民が展開された移住史は、明治二十年代に入ってもなお展開が続けられていくのである。

二、仁木の移住動態

仁木村の 仁木村への移住が年々増加し、数値的にみると明治二十人口動態 六年以降は、村内の人口が二〇〇〇人を突破し、戸数、人口とも最高の数値を示すが二十八年であった。二十七年の場合も五〇余戸、三八〇人の増加をみたが、「斯の如く毎年数十戸の移住者あるため、耕地は最早一寸の間隙も無き程にて、宅地借料は一反歩四円以上に上」ついていたと報道され(道毎日「明27・12・23」、前述した状況が続いていた。

表1 仁木村の人口動態

年	本籍人	出寄留	入寄留	現住人	増 減
明24	1,460	68	538	1,930	▲156
25	1,538	57	293	1,774	▲462
26	1,873	64	427	2,236	▲285
27	2,272	111	360	2,521	▲215
28	2,465	188	459	2,736	▲122
29	2,306	234	542	2,614	▼1280
30	2,158	987	163	1,334	▲99
31	2,084	825	174	1,433	▲736
32	2,068	75	176	2,169	▲175
33	1,929	135	200	1,994	▼372
34	1,999	745	368	1,622	

出典：『北海道戸口表』
31年から出寄留は本籍人出寄留となる。▲は増加、▼は減少

表1は二十四年から十四年までの仁木村の人口動態を示したものである。人口は本籍人と入寄留を加え、出寄留を差し引いた数値が現住人口となつてゐる。数値をみると、前年と余りにも隔差があり過ぎてやや不審な点もあるが、当時の統計的な数値は『北海道戸口表』しか残されていないので、これをもとに人口動態を推し量ることにし

たい。
表1をみると現住人口は、二十六年から二十九年まで二〇〇〇人台を示し、それと三十二年にもう一度記録している。入寄留が五〇〇人台となつてゐるのは二十四年、二十九年の兩年であるが、この兩年の間は入寄留も多く仁木村における移住のピークであったといえる。次に注目されるのは三十年、三十一年には出寄留が大幅に増えていることである。同じことは三十四年についてもいえるのであるが、兩年の場合は赤井川、俱知安への転出者が激増したことが原因であった。

表1からうかがわれる仁木村の状況というのは、到来する移住者が多い半面で転出する人も多いという、現在では考えられないほどの実況に流動的な社会の様相であつたことである。『北海道殖民状況報文』後志国「」によれば、三十一年の仁木村の戸数二七戸のうち、他県人は岐阜県の一戸のみとしてゐるから、この流動性というのは次に分析する徳島県移民の流動性でもあつたことになる。ただ、流動的な状況というのは当時、どこの開拓村、新開地でもみられた現象であつた。

徳島県移民
表2から4は明治年間の除籍関係資料から郡別移住者数、移住者の多い旧町村、移住者の多い現市町を統計して一覽したものである。この数値は戸主のみを示したものであり、家族を含めた実際の移住者数は、この五倍から六倍の数値となり、しかも除籍者のみで寄留者は入っていないので、さらにそれは実際には数倍以上にふくらむことになるのであるが、だいたいの動向を把握する参考数値として利用しておきたい。

まず、表2の徳島県からの市郡別入籍者数をみてみたい。表2は移住関係史料から大正十五年までの死亡、転籍、隠居(家督相続)による戸

主の除籍者の前籍地をまとめたものである。これによると徳島県からの移民の出身地が一番多いのが阿波郡であつた。全体の三分の一を占めている。阿波郡は十二年の仁木団体の移民の中でも、本籍が判明しているうちの約半数ほど占めていたが、このように阿波郡が多いのは、仁木団体の組長となり移民の募集に当たつた井形主馬吉、大野類太郎、木村嘉長、森大三郎がいずれも阿波郡の出身であつたことである。このために阿波郡の移民が多くなつたのであり、その後郷里の縁者、知己の呼び寄せなどが行われ、継続的な移住のネットワークが形成されてきたから、阿波郡が突出した移住者数になつたとみられる。次に多いのが那賀郡である。那賀郡は仁木団体の中にも少数みられたが、十九年の関井団体も半数近くが占めており、二十年代にも引き続き多く移住してきている。続いて美馬郡、板野郡となつてゐるが、美馬郡は十八年の幻となつた坂東団体の大多数が、同郡であつたことに起因しているようである。

表2 徳島県からの市郡別入籍者数

市 郡	阿波郡	那賀郡	美馬郡	板野郡	麻植郡	三好郡	名西郡	名東郡	勝浦郡	徳島市	海部郡	合 計
明12年	26	3	2	5	6	1	3	1				47
13			1									1
14	8											8
15	4	1		1					1			7
16												0
17												0
18	1	1	4		1	1						7
19	2	5	2			2						12
20		1	1			1						3
21	2			1	1			1				5
22	2		1									3
23	2		1					2		3		7
24	6	6	4	4	1		1					22
25	14	6		3	3				1	1	1	26
26	22	15	8	6	3			1				55
27	20	16	17	7	7	4		5	2	3		81
28	13	4	8	6	6	1		2	1			47
29	10	2	4	7	1	4		2	3			24
30	5	7	4	4	5	1		2				28
31	1	1	3	4	2	2						19
32	7	1	2	4	2		1					19
33	5	1	1	5	1	1						14
34		1	1	3	2	3						13
35		1	4	1								6
36	2	3			2							7
37	3	3			4			1				13
38	1			1	1			2				7
39	6	1	1	1	1							9
40	2	1	2	1	1							5
41	1		1	1	1				1			6
42	2	2		1								5
43	2	1	2		1	1						4
44	2	1										4
45	2		1		1	1						4
合計	178	84	79	66	47	22	18	14	5	4	1	518

出典：除籍関係史料
大正15年までの入籍者(戸主)の前籍地より統計。明治19年までの入籍年不明者は他史料から判定している。

これを全道の割合と比較してみると、仁木におけるきわだった特徴が把握できる。表3は明治三十七年から四十四年までの県内の市郡別移住者数をまとめ、仁木の場合と比較したものである。徳島県は那賀郡が二三・六割と最も突出して多く、ついで板野、美馬、阿波、三好郡などとなっており、逆に少ないのは海部、名東郡などであった。だが全県的にみるならば、満遍なく移住者を出しており、他県よりは較差は少ない方である。この全県的な割合を仁木の場合と比較すると、仁木における阿波郡の数値は全道の五倍となるものであって極端に高いといえる。美馬郡もやや高くなっている。逆に那賀、勝浦、海部、三好郡などはきわめて低くなっている。このことから仁木には、北方は阿波郡と隣接する板野、麻植、美馬郡などの吉野川中、下流域の人々が多く移住して来たことがわかるのであり、この傾向は明治十二年の仁木団体によって決定づ

表3 市郡別移住者数の比較

市郡	全		道		仁		木	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
徳島市	589	4.2	4	0.8				
名東郡	531	3.4	14	2.7				
勝浦郡	1,164	8.2	5	1.0				
那賀郡	3,272	23.6	84	16.3				
海部郡	447	3.2	1	0.2				
名西郡	1,066	7.5	18	3.5				
板野郡	1,827	12.9	66	12.8				
阿波郡	1,374	9.7	178	34.4				
麻植郡	1,163	8.2	47	9.1				
美馬郡	1,457	10.3	79	15.3				
三好郡	1,297	9.1	22	4.3				
合計	14,187	100.0	518	100.0				

出典：『殖民公報』(第31・61号)『徳島県統計書』
全道の市郡別の総計は明治37年～44年(39年は不明)の総計による。
仁木は明治年間に入籍し、昭和2年までに除籍した戸主の総数。

旧町村では阿波郡の大

振である。移住の原因は、移住者の個別的理由が記されているが、如何であったろうか。まず、理由となっているのは特産であった藍の不

は、(「移民窮乏の主因は藍価格の下落」と題して、徳島県の不況の要因を分析した記事がある。それによると、徳島県は貧富の懸隔が甚だしいところであり、富者一戸に付貧者五、六戸を便役する割合であった。中等以下の人民は、平生日雇いを稼ぎ、その賃金によりて衣食するを例とし、一朝天災地変等により日雇いを稼ぐあたわさるか、もしくは不景気に世間になすべきの仕事なきに至れば、たちまちに衣食に欠乏を来すは、免かるべからざるの事実とす

も、藍と砂糖の製造を主業とし、田畑二町歩を所有していたが、藍の成績不振により損失がかさんで失敗し、二十九年に黒川村へ移住し毛利農場の小作となっていた。三十三年に俱知安に再移住。県内北部の北方は藍の特産地であっただけに、藍の不振が最大の移住要因といえる。それに追いつくをかけたのが、明治十年代後半から激しくなる松方デフレによる不況、不景気であった。「朝野新聞」(明18・9・8)に

平生日雇いを稼ぎ、その賃金によりて衣食するを例とし、一朝天災地変等により日雇いを稼ぐあたわさるか、もしくは不景気に世間になすべきの仕事なきに至れば、たちまちに衣食に欠乏を来すは、免かるべからざるの事実とす

表4 徳島県移民の出身市町村

市町村	人数	現旧所属郡	主要な前籍地の旧町村
徳島市	26	名東・板野郡	河内村5、南井上村4
石井町	11	名西郡	高原村4
神山町	3	同	
神上町	34	名西・板野郡	松島村17、大山・高志村5
鳴門市	5	板野郡	
板野町	8	同	板西村4
藍住村	4	同	
北島村	1	同	
吉野町	26	板野・阿波郡	柿島村15、一条村9
土成町	36	同	土成村22、御所村12
阿波町	34	阿波郡	久勝村14、林村6、勝命・伊沢村5
市場町	102	同	大俣村39、市香村23、八幡村・町15、市場町8、香々美村6
鴨島町	29	麻植郡	西尾村11、鴨島村7、森山村6
山川町	13	同	川田村12
川島町	6	同	
美郷町	3	同	
半馬町	24	美馬郡	半田村15、半田口山村8
美馬町	28	同	重清村18、郡里村10
穴吹町	7	同	穴吹村6
真脇町	12	同	真光村5
三好町	10	三好郡	三庄村5
三好町	3	同	三野村9
阿南市	87	那賀郡	福井村17、桑野村11、椿村10、見能林村8、大野村7、山口村6、長生村5
相生町	1	同	
鷲島市	1	勝浦郡	
小勝町	1	同	
由岐町	1	海部郡	

除籍関係史料より明治年間に入籍し、昭和2年まで除籍となった戸主を総計。

と分析している。ところが、不景気により藍は価格、生産が減少し、藍商人も十二、十三年頃には四五〇人を数えたものが、十七年には二三七〇人、十八年は一四〇〇人にまで減少していたという。こうなると藍商人のもとに使役されていた「中等以下の人民」が、生業を失うのは必然であったといえよう。

山林四町歩を所有していたが、やはり事業の失敗により資産を失ったという。彼は毛利農場で小作をして資金を作り、三十八年に俱知安へ再移住する。

次にあげられるのは水害である。仁木竹吉が居住した児島村は、善入寺島という吉野川の巨大な中州となっていた。吉野川は周知のように暴れ川であったのでまた水災も多く、沿岸住民は度々の水害に痛め付けられていた。竹吉は明治八年の水害を特にあげ、「流域の田畑流失し、一面石原と化するの惨状を呈し、農民の窮状・惨状実に黙するに不忍、竹吉率先此罹災村民を救ひて今後の楽園を本道に嚮ふ」とし「たという〔北海道開発事績〕大10」。吉野川の洪水は藍栽培に必要な肥沃な土壌をもたらす恩恵もあつたけれども、その藍が不振となれば災いと恐怖以外の何物でもなかった。

以上はいずれも北方の場合であるが、南方も不況、水害の問題は共通しているはずであり、それに人口の過剰、農地の不足という問題が重なって徳島県民の移住が加速されたとみられる。

諸県から 「殖民公報」第九〇号(大5)の「余市郡大江村概況」の移 には、移民の主な出身地として大字大江村は愛媛、兵庫、秋田、徳島県とし、山道村は徳島県を主とし、新潟、福島、青森、岩手、宮城県が挙げられている。また、大江村全体としては徳島県を主とし、新潟、福島、秋田、愛媛、兵庫、宮城県としている。『郷土誌』(大5)は、

住民ハ徳島県ノ団体移住者、山口県ノ団体移住者最モ、愛媛県ノ団体移住者之二次ガ全体ノ八割余ヲ占メ、他ニ兵庫県、富山県、新潟県及東北地方ヨリノ移住者ヲ交ユ。

小坂鉦山などから移ってきていた。その後の移転先も炭鉦、鉦山が多

い。愛媛県移民 愛媛県の場合は、二十六年頃から仁木村への移住がみらと久保農場 れたが、特に二十九年に大江村尾根内に設置された久保農場、鈴木農場との関係が指摘できる。『大江村地史』は尾根内の開拓について、

当時開拓ニ従事シタルモノハ、愛媛県新居郡ノ久保勘次郎外二人ニシテ、小作人トシテ同県人十戸ヲ移住セシメ、明治二十九年四月開墾ニ着手シ、追々同県人ノ移住ヲ増シ……

として、二十八年七月十八日に貸付出願して鈴木丑太郎、久保才治と共に久保農場を創設した久保勘次郎は、新居郡桶村の出身であり、小作には同県人を誘致していたのであった。『国有未開地完結文書』では久保勘次郎外二名は、「愛媛県団体移住者六十戸総代」とされている。『北海道殖民状況報文』も、「小作人ノ多クハ郷里愛媛人ニシテ能ク精勵セリ」としているように、久保農場は愛媛コロニーとなっていたのである。

久保農場の小作戸数は、『北海道農場調査』によれば四五戸であり、そのうち小作の出身県では愛媛県二〇戸、徳島県一二戸とあって、愛媛県の出身者が多かった。勘次郎と同郷で縁戚に当たる鈴木丑之助は、四十四年九月に久保農場から分かれて鈴木農場を開くが、鈴木農場も五〇戸の小作のうち愛媛県二八戸、徳島県一七戸となっていた。久保農場などは開設時、愛媛県の出身者がもっと多かったと思われる。このように両農場への小作移住が中心となつて、愛媛県からの移住が行われていたのであった。移民は新居郡、越智郡の出身者が多かった。

としている。徳島、山口県の移民が多かったことは当然予想はつくのであるが、その他の県はどうであったのであろうか。

昭和二年まで除籍となつた戸主一〇二八人の判明する出身県をみてみると、上位一〇県は以下のようになっている。

徳島県	五六四人	山口県	九六人	香川県	六三人
愛媛県	四八人	秋田県	四五人	新潟県	三四人
青森県	二七人	兵庫県	二三人	石川県	一八人
富山県	一五人				

仁木へは以上の諸県を含めて、全部で三三の府県から移住してきており、一人も移民を送出していないのは栃木、千葉、山梨、三重県、京都府、それに九州の佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島県、そして沖縄県の一二府県であった。移住者のうち徳島県が、五六四人と断然多くて全体の五五割を占めており、仁木が徳島県民を吸引した移住センターであったことが改めて認識される。二番目は山口県であり、これも毛利家開墾地との関係で、明治十年代後半には多くの移民を送出していた結果であった。続いて香川県、愛媛県となっているが仁木は西日本、特に四国からの移住者の多いことに特徴があつたといえる。

先の「殖民公報」「郷土誌」にも香川県はふれられておらず、予想外の結果なのであるが、香川県が多い原因はよくわからない。香川県は二十六、二十七年に同県香川郡から仁木村へ集中的に移住がみられるし、二十九年からは山川農場など馬群別への入地もみられるようになる。香川県は徳島県と移住動向がよく似ているので、徳島県移民からの影響を推測していいかもしれない。

秋田県は然別鉦山の鉦夫が多く、院内銀山、阿仁銅山、尾去沢鉦山、

尾根内は久保農場が大部分を占めていたこともあって、住民も愛媛県人が「大部ヲ占メ」ていたという(『大江村地史』)。「郷土誌」にも愛媛県団体移住者は、「大字大江村尾根内ニ住シ、質朴ニシテ互ニ相和シ、家族的部落ヲナス」としている。

山川農場の「北 兵庫県からの移民は、山川瀧五郎が馬群別に開いた海道移住規約」山川農場への移民であった。瀧五郎には道庁に同郷の役人おり、その知遇を得て一二五万坪の私下げを受け、二十七年に郷里から一人の移民を招致して事業を開始したが、山川農場では以下の「北海道移住規約」(豊岡市田中家蔵)を設け、当初は積極的に兵庫県から移民を誘致していた。

第一条 我カ同志 北海道へ移住ノ目的ハ、一ヲ荒蕪ノ原野ヲ開拓シテ肥沃ノ土地トナシ、大ハ國家ノ公益ヲ計リ、小ハ各自ノ福利ヲ求ムルニアリ。

第二条 我カ同志ニ同協議ノ士、毎年十戸以上左ノ割合ヲ以テ移住シ、向後五ヶ年ヲ期シテ総員移住スルモノトス。

明治二十七年中 二拾五戸

同 二十八年中 同 戸

同 二十九年中 同 戸

同 三十年中 同 戸

同 三十一年中 拾壹戸

第三条 土地ノ開拓及ヒ耕作ハ、自ラ之ニ従事スルモノトス。

但、開拓若クハ耕作ノ都合ヲ計リ、下作ヤシムルコトアルベシ。

第四条 前条但書ノ場合ニ於テハ、同志ニ同ノ協議ヲ経テ下作人トノ契約ヲ定メ、本規約ニ追加スルモノトス。

第五条 移住ノ上ハ勤勉力行シテ開拓ニ従事シ、苟モ懶惰アルヘカラス。

のは、仁木村の移民たちであったことは確かである。

俱知安原野の 俱知安原野は二十八年二月一日に、七八〇区画に貸下開放と再移住 げが予告となり(同時に真狩原野が二四〇区画)、願書受付は三月一日より開始された。原野の概況では、函館・小樽間の鉄道予定線も原野を貫通し、「将来有望ノ土地ナリ」とされており(北海道協会報告 第六号)、人気は非常に高かった。仁木村からも赤井川原野に失敗した人たちが多数入植することになり、後続の移住者も相次いだ。仁木竹吉も二十八年十一月に、四〇余万坪の土地貸下げを出願したとの報道もある(『道毎日』明28・11・21)。また、最初に入地した仁木宇蔵、辰三郎は開拓の先達として成功を収めていた。

除籍関係資料から明治年間における仁木村からの転籍先をみると、一番多いのが俱知安と赤井川村であった。俱知安へは徳島県移民が四六八人、香川・愛媛県移民が七人、赤井川村へは徳島県移民が三八人、香川・愛媛県移民が二人となっている。徳島県移民の場合、統いて多いのが黒川、山田、梅川などの現在の余市町内で二九人、後は岩内郡、真狩村、岩見沢村、紋別郡などとなっている(各七、八人)。上述してきた再移住地との関係を、これらのデータからも後付けすることができる。仁木村をセンターとした徳島県移民は、周辺では黒川、山田村や赤井川村、さらに南は発足村、俱知安村にコロニーを形成し、遠くは紋別郡渚滑村へ移住のネットワークを広げていたのであった。

四、仁木竹吉の足跡と再評価

仁木竹吉 最後に、仁木の移住センター化と徳島県移民のネットワークの足跡 一ヶ形成に、大きな寄与をした仁木竹吉の足跡をまとめておきたい。

仁木竹吉は明治十二年十一月に仁木団体を引率した後、第二次移民を募集するために十三年冬に帰郷する。『仁木竹吉翁遺稿』は「明治十五年一月十五日付ヲ以本村引私、「予テ明治十五年一月十五日付貴君(竹吉)御発途」と、二カ所で離村した日付を記しているも、十四年二月に徳島県で移民募集を行っていたのであるから、これは明らかに誤りである。この度の募集ではトラブルが発生し、移民は鎌田新三郎へ引率されて仁木へ向かうことになったが(兼田団体、このトラブルを隠蔽するための故意の操作であったのではないだろう。竹吉はその後もなお移住の斡旋を続け、十五年十月には瀬棚原野に移民を誘致して「竹吉村」を創設した。十六年にも後続の移民を入地させる予定であったが、これは移住規則の発布によって、薄資の農民の移住が禁止されたために中止に追い込まれていた。

『仁木竹吉翁遺稿』によると、竹吉は十九年に渡道して俱知安原野を発見し、二十一年三月に同原野に一五〇万坪の貸付けを願していた。そしてそのおりに、岩村通俊道庁長官から仁木村の苦境を伝え聞いたので、仁木村に戻り九月に三井物産との委託販売契約の仲介をしたことになっている。しかし、十九年二月の仁木村の神道修成派金光祠の設置願には、竹吉が同派の中講義として「祠宇受持人」となっており、既にこ



仁木竹吉の時点で竹吉は、「仁木村十一番地寄留」として在村していた(札幌県治類典一〇一八六)。「遺稿」には種々の不審な点が見受けられるが、これもその中の一つである。竹

吉が神道修成派に入信し、中講義の資格を得ていたことは注目されるのであるが、その後の金光祠との関わりはみられない。

竹吉は二十一年に、長男豊吉ほかと岩内郡発足村字水松沢への入植を計画したが、ここでの入植は失敗していた。豊吉は安政三年(一八五六)生まれで、竹吉が二歳の時の子となる。『本科往復簿(勸業課余市語所 四五八〇)』には、「送籍状無之偽名ヲ以来り、御貸与米金ヲ仰居候者」の一人として記録されているので、明治十二年の仁木団体移住の際にも同行して来ていたことが判明する。

その後、豊吉は二十四年に長方部村二股へ入植するが、この年、竹吉は俱知安原野の調査に関与しており、仁木村に留まっていたとみられる。ただ、豊吉の入植は室蘭港に着いた徳島県移民一〇〇戸の地所選定を意図したものであり、竹吉の指示を得た行動かと推測されるのである。竹吉も当然、二股を何度か訪れたことであろう。豊吉はその後、利別へ移ったようである。竹吉は二十八年十一月二十日に、「畢生の力を尽さんと」の目論見で俱知安原野に四〇万坪の貸下げを出願していた(『道

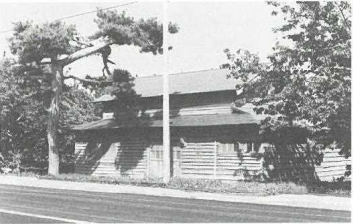
毎日』明28・11・21)。俱知安には次男の辰三郎、婿養子の宇蔵が入植していたことが動機となったとみられるのであるが、竹吉は俱知安へ移った形跡はないので、この出願は認められなかったようである。

明治三十年代に入ってから竹吉の足跡は、寥々としてなかなかつかみ難い。『仁木竹吉翁遺稿』も、記述が全くといっていい程みられない。新聞報道では三十一年二月に、仁木村の学田地伐採問題に関して、竹吉、森源造ほか三名が農民総代として、小樽支庁へ出頭した記事にみられる程度である(『樽新』明31・2・2)。この頃は豊吉も仁木に戻って来て一緒に居住していたはずであるが、竹吉は村の一切の公職には就いておらず、彼の生活振興や活動は香として不明である。

晩年の竹吉

明治四十年代に入ると、後志支庁が四十三年二月九日に俱知安村に置かれることになったが、三月一日に開かれた開庁祝賀式に、仁木竹吉は招待を受けて来賓として出席し、「人目」を引いていたという(『北タイ』明43・3・3)。俱知安開拓の指導功労者ということであったろう。この年の七月八日に、竹吉は辰三郎と共に、大字仁木村字タネ川上流八八六番地原野に、三三二町一反八畝二七歩、八八七番に三町三反二畝四歩、合わせて三二五町五反一畝一步の売払いを申請した。明治五十三年までの成功期限で、小作を三戸移住させての起業方法をとっている。売払価格は一六八円であった(国有未開地売払文書。『仁木竹吉翁遺稿』には、これを「最後ノ起業」としておりフレイトイ沢、ナカノカハ、トクシナイの三カ所を申請したとしている。売払いは四十三年十二月二十八日に許可となっている。ちなみに、両人は仁木村五番地となっている。資金などは辰三郎が用意したのもと思われる。

北海道仁木町の開拓者 北海道に藍作の地を求めた 仁木竹吉(児島村【粟島・善入寺島】の小高取(武士待遇)藍師の家出身)と藍に関する記述



仁木竹吉が晩年一時居住したと言われている家
【ふるさと再発見】

竹吉は除籍簿によれば明治四十五年二月五日に、仁木村五十五番地よりハツタリ東プチ三九八番地(現南町六丁目)へ本籍を変更しており、新たに得た地所で「最後ノ起業」に取り組んだようであるが、地所はそれから間もない大正二年三月十九日に仁木重雄に譲渡されていた(前掲文書)。

四十三年に支庁では、開発功労者の照会を各村に行っていたが、大江村では三戸利一と竹吉を功労者に挙げて回答していた(「上級官庁事務巡視二関スル書類」)。その「事績調査」によると竹吉の事績は、以下の三点とされていた。

- ①明治八年に本道へ渡航し、「日高国静内郡遠沸村二合居シ、製藍事業ヲ経営シ本道藍作ノ創業者」であったこと。
 - ②十二年に郷里より一七戸を募集して来り仁木村を形成したこと。
 - ③十五年に同じく八戸を募集して瀬棚村を形成したこと。
- この三点から、「本道拓殖興業ニ就キ、其挙クル所ノ事績亦勲カラズ。隨二本道拓殖上ノ功労者タルノ事実ヲ有スル」としながらも、「徳望之ニ伴ハズ」「行動穩当ヲ缺ム人望」とし、村当局の評価は芳しいものではなかった。そして当時の状態については、
- 現今ハ遊境ニ沈倫シ、仁木村ニ於テ僅カニ磯磯^{いそいそ}地ヲ耕耘シ、本村ノ發達ト其運命ヲ共ニスルコト能ハズシテ余生ヲ保チツ、アリ。

としている。三戸利一はこの時に褒賞に与つたが、竹吉は見送られたようである。

さて、このような時期の四十四年四月に、竹吉は「仁木竹吉翁遺稿」と名称されている手記を綴り終わっている。「遺稿」は彼の拓地植民と仁木村の開拓、発達の経過を詳述したものであり、彼がいかにこれらに貢献していたかをかなり主観的に、ややもすれば誇大的に編述したものであるが、部分的には彼の手元にあった史料を引き写しており史料価値は高い。竹吉がこれをまとめたのは、先の開庁祝賀式あたりで開拓当時の懐旧談をしたことが契機になったものであるうか。それとも先程みたように、村当局の彼に対する評価が余りにも低いために、発憤したところにあるのだろうか。

仁木竹吉は除籍簿によると、仁木村ハツタリ東プチ三九八番地にて大正四年八月三十一日に死去した。後半生を北海道の開拓にささげた八四歳の生涯であった。家督は父と共に明治十二年に移住し諸所の開拓に挺身した長男豊吉が、四年九月七日に継承した(豊吉は昭和八年四月二十八日に死去)。

仁木竹吉の 仁木竹吉は明治二十年代までは、北海道開拓の先駆者と顕彰と評価 して喧伝されることは間々あったが、三十年代以降は「漸次世人ノ記憶ヨリ遠サカラントスル」(「事績調査」)状況であった。生前竹吉は三十四年十月二十九日に、小樽ほか七郡水産共進会長より功労賞の授与を得ているが、公職とは無縁であったこともあって褒賞、顕彰とも縁が遠かった。

竹吉が開拓功労者として改めて再評価を得てくるのは、やはり死後のことであったが、そうした中で唯一開拓功労者として評価していたの建立されていた。「開祖」の表現はこれにならったものであろうが、竹吉に対する村内での評価を決定付けるものであったことは確かである。

昭和三年六月に大江村長塩谷洋が後志支庁に送った、産業功労者に関する竹吉の「功績調査」には、「徳望厚ク公共ノ為^{じやうか}尽瘁スル処多カリシ」としており、明治四十三年の村当局の評価とはまったく逆転し、移住の経緯も「仁木竹吉翁遺稿」を要約した内容となっている。この頃には、村役場の行政でも竹吉の評価が固定した観がある。

戦後の評価 戦後になると仁木竹吉は、若林功「北海道開拓秘録」第2と問題点 二編(昭24)、開道百年に際して刊行された北海道庁編「開拓の群像」(昭44)、「北海道開発功労者関係資料集録」(昭46)でも選ばれて取り上げられており、一般にもほぼ普遍的な評価を得るに至っている。これらには「仁木竹吉翁遺稿」が参照されており、戦後の評価の新たな基礎にはこの「遺稿」があるといえる。「遺稿」は平成三年に仁木家より仁木町へ寄贈を受け、同年四月に、「仁木村開祖者 仁木竹吉翁遺稿集」として仁木町文化財に指定となった。また、昭和四十七年からは「仁木村開祖之碑」の前にて、仁木町開祖祭も実施されるようになっていた。

しかし、今回、第II編第三章や本章で詳述してきたように、彼が著した「遺稿」の内容にも他の史料と抵触する事実、意図的な改竄、齟齬も認められようになっている(詳細は史料編解題を参照)。竹吉の指導性についても、仁木団体の引率時、勸業課長としての対応などでも種々の問題がみられていた。そういう点で「遺稿」をもとにして、無批判に彼を「開祖」「功労者」と偶像化するのではなく、今後は歴史の中の実況を通して、彼に対する冷静で客観的な判断と評価を下す必要がある。そ

II 明治編

れを通して新たな仁木竹吉の人間像が生まれるはずであり、竹吉に対する真の揺るぎない評価に到達するはずである。それだけ彼の移住パイオニア、そしてリーダーとしての卓見性、組織力にはすぐれたものが、今なお認めることができるからである。

北海道仁木町の開拓者 北海道に藍作の地を求めた 仁木竹吉(児島村)粟島・善入寺島)の小高取(武士待遇)藍師の家出身)と藍に関する記述

第九章 開拓期と明治の農業

一、開拓(黎明)期の農業

北海道農業 開拓・明治期における仁木町の農業の展開過程を述べるの時期区分に先立ち、北海道農業史の時期区分について一言したい。

まず、北海道農業は、開拓によって進められたという点を念頭におかなければならないが、その開拓も一般の開拓民の自由開墾によるものではなく、明治政府主導の政策的指導の下で行なわれた。明治二年(一八六九)七月に開拓使がおかれ、その指導、監督の下で北海道の開拓が進められたが、その開拓使には多数の外国人が雇われていた。彼らは、北海道に欧米型の農業を導入しようとしたが、それは、畜力機械を入れて耕耘を行ない、稲作ではなく畑作を、それも輪作をとり入れ、牛や馬、羊、豚などの大小の家畜を組合わせた有畜畑作農業であった。結果的には、欧米型農業の定着は必ずしもならなかったが、かといって在来の府県農業の単純な移植ではなく、両者が北海道という自然と大地の中でためされながら、その何れでもない北海道型農業とでもいうべき生産形態を築いていったといえよう。

ところで、北海道農業については、既に昭和三十八年(一九六三)に刊行された『北海道農業発達史』で、明治から昭和三十年代前半までの

農業展開の分析が行なわれている。戦後については後述することにして、その時期区分によると四つの時期に分けられる。第一期は黎明期であり、開拓使が明治二年におかれて以来、明治十八年(一八八五)までの期間で、農業生産が漸く芽生え始めた時期である。

第二期は形成期であり、明治十九年(一八八六)から大正八年(一九一九)までの期間で、北海道型農業といわれる生産形態の基本的な枠組みが次第に形成された時期である。同書によれば、明治三十〜四十年の頃に、はっきりと北海道の農業らしいスタイルが出来ていったが、それは、①小作制大農場の出現、②主要な商品作物が出揃い、かつそれら作物の品種が定着したこと、③プラウ農法、すなわち、馬に犁をつけて引っ張らせて土地を耕すことが一般化したこと、などがその主な内容である。プラウ農法について補足すれば、収穫の場合は畜力機械を使わず、手に依存していたから、「畜耕手刈」体系と呼ばれる技術体系が確立したとされる。

第三期は再編成期であり、大正九年(一九二〇)から昭和十一年(一九三六)までの期間で、一度は確立した北海道型農業が自ら抱えた矛盾の拡大によって再編成を余儀なくされた時期である。

第四期は戦時沈滞期であり、昭和十二年(一九三七)から二十年(一九四五)までの期間で、日中戦争(一九三七〜四五)、太平洋戦争(一九四一〜四五)が続いた時期である。

各地区における 表1は、『大江村地史』などにより、各地区における農業開拓の進展を整理したものであるが、これによれば、地区により農業開拓をスタートさせた時期に相当大きな

違いがあることがわかる。すなわち、いち早く明治十年代半ばに農業開拓をスタートさせたのは、仁木竹吉率いる徳島団体(一般農民による団体移住の最初のものとして著名である)が入植した仁木村と、粟屋貞一(毛利農場開拓委員長)率いる山口団体が入植した大江本村であった。仁木村は明治十三年(一八八〇)に、大江本村は十五年に各々最初の植付けが行なわれた。また、山道村字下山道には、猪口五十馬らの福岡団体が十四年に入植した。これらにやや遅れて、明治二十年前半に山道村字砥の川に、二十年代

表1 各地区における農業開拓の進展

地 域 名	関 係 事 項
大字仁木村	明12. 仁木竹吉ら徳島団体が入植 明14. 徳島団体が入植 明19. 徳島県人関井善平・井形主馬吉らが入植
大字大江村	明14. 粟屋貞一らが入植 明15・16・17. 山口団体が入植
大字山道村字然別	明17. 鈴木佐之吉が小作人を入植させた 明43. 大江村基本財産20町歩の小作地に入植
大字山道村字上山道	明2. 伊藤清之助(袖夫)が入植 その後、各府県からの移民が入植
大字山道村字下山道	明14. 猪口五十馬ら福岡団体が入植 明21. 徳島団体が入植
大字山道村字砥の川	明23. 徳島県人中浜栄が入植 明24. 余市町の林長左衛門が小作人を入植させた 明27. 新潟県人広田定次郎が小作人を入植させた
大字大江村字馬群別	明24. 青森・秋田・岩手団体が入植 明28. 兵庫県人山川瀧五郎が小作人を入植させた 明30. 愛媛県人久保勘次郎・鈴木丑之助が小作人を入植させた
大字大江村字尾根内	明29. //
大字大江村字長沢	明29. 東京府下の元木孫市が小作人を入植させた

出典：林駒太郎『大江村地史』(明44)

表2 開拓期における農業(仁木村)

	明治13年		明治14年		明治15年	
	收穫高	收穫高	收穫高	收穫高	作付面積	收穫高
畑	—	—	—	—	0.2町	4.00石
大	—	—	—	—	0.5	7.50
小	—	—	—	—	3.6	52.65
裸	0.54	6.00石	—	—	3.8	595.50
大	—	—	—	—	3.8	494.13
小	49.30	427.05	—	—	2.4	352.20
丸	9.09	46.50	—	—	1.0	12.87
豆	2.65	3.60	—	—	0.2	18.00
豌	—	—	—	—	36.1	540.75
ソ	151.95	215.00	—	—	0.5	15.00
トウモロコシ	—	—	—	—	29.6	590.60
粟	129.03	157.50	—	—	4.9	145.20
黍	4.79	6.84	—	—	0.3	52.20
タ	—	—	—	—	0.4	144.00
馬	—	—	—	—	0.5	10.8万本
ダ	—	—	—	—	0.2	90万顆
ナ	—	—	—	—	0.2	2.7万顆
カ	—	—	—	—	1.0	3,000.00貫
ボ	1,575.00貫	1,120.00貫	—	—	—	212.00貫
葉	—	—	—	—	1.0	923.25貫
藍	—	—	—	—	—	—
葉	—	—	—	—	—	—
煙	1,002.76貫	10.50貫	—	—	1.0	—
草	—	—	—	—	—	—

出典：『開拓使事業報告』(明15)『札幌県勸業課第一年報』(明15)『北海道回覧日誌』(明16)『仁木町史』(昭43)

後半に大江村字馬群別、尾根内、長沢に最初の入植が行われている。以上の他に、山道村字然別には、十七年(一八八四)に最初の入植が行なわれたものの永続せず、その後も然別山道の動向に左右され、農業開拓が本格化したのは、明治四十年代以降のことと思われる。山道村字上山道は、柚夫の入植は早い時期に行なわれたものの、土地条件が農業に不適であったため、農業開拓の本格化はさらに遅れた。

開拓期の農業 表2は、開拓直後の三年間における仁木村の作付面積(仁木村)と収穫高を示したものであるが、これによれば、明治十三年(一八八〇)には工芸作物である葉藍(後述)を除けば、麦類二、豆類三、雑穀三、合計八品目の植付けが行なわれ、三九九・二石の収穫を得たが、これらの八品目は全て自給用の食用作物であった。翌十四年には、麦類一、豆類三、雑穀三、合計七品目の植付けが行われ、八六二・五石の収穫を得た。この二年間の植付けは、適地作物を確定するための試作という意味合いが強かったのに対して、十五年以降には農業生産が本格化していく。すなわち、麦類三、豆類四、雑穀五、蔬菜類四、合計一六品目の植付けが行なわれたが、その作付面積と収穫高は、麦類七・九町(六五五・七石)、豆類七・四町(八七七・二石)、雑穀七・四町(二三三・八石)、蔬菜類一・三町(略)、合計八八・二町(二八八六・七石)に増加した。作目ごと上位五品目をあげると、作付面

積ではソバ、粟、裸麦、大豆であり、収穫高では、粟、裸麦、ソバ、大豆、小豆であった。また、早くも陸稲の植付けが試みられたことが注目に値する。

開拓期の農業 昭和四十三年(一九六八)に刊行された「仁木町史(大江村)」には、「研究的な粟屋貞一の開拓」という表現があるが、粟屋貞一は、明治十五年(一八八二)に然別向四、然別台一、石坂向台二、合計八カ所の試作地を設けて、同年から翌十六年(一八八三)にかけて各種作物の試作を行なうとともに、養蚕についても試験を行な

表3 開拓期における農業(大江村)(その1)

	明治15年		明治16年	
	作付面積	収穫高	作付面積	収穫高
小	0	0	4町7220歩	0
大	100歩	180合	0	0
黒	27	235	1 5604	7,431合
小	15	62	2 7110	0
鶏	29	171	0	0
輪	20	41	0	0
緑	20	50	0	0
缸	13	63	0	0
ツ	11	60	0	0
トウモロコシ	21	320	3 2425	37,430
粟	211	310本	0	0
豆	810	1,800合	2427	1,639合
馬鈴薯	20	420	0	0
ダイコン	6	240本	0	0
ウリ	0	0	4809	13,674本
カボチャ	100	76本	0	0
ナス	310	310個	0	0
ピーマン	8	35	0	0
パプリカ	14	37	0	0
ホウレンソウ	4	3把	0	0
新チリブ	5	1	0	0
リンゴ	0	0	1 0000	0
梨	520本	0	0	0
李	100	0	304本	0
栗	20	0	0	0
柿	10	0	0	0
桑	0	0	9903歩	40,396本
	0	0	10,000本	0

出典：『札幌農学校第二回年報』(明16)

表4 開拓期における農業(大江村)(その2)

	明治18年			
	作付面積	収穫高	生産額	単 価
米	町0300歩	0.240石	1,200円	5,000円
小麦	15 8400	82.051	262.563	3.200
大豆	20 0000	92.200	276.600	3.000
豆	37 6900	137.493	343.732	2.500
ソバ	8 9000	48.416	193.664	4.000
トウモロコシ	19 0000	104.500	156.750	1.500
粟	1 0000	12.000	18.000	1.500
黍	1 8200	23.886	47.772	2.000
薯蕷	9000	2.295	4.590	2.000
馬鈴薯	6200	800貫	28.800	0.016
ダイコン	2 7000	27.000	135.000	0.050
ウリ	8000	2.400	120.000	0.050
ナス	2000	240	19.200	0.080
ピーマン	2000	600類	6.000	0.020
カボチャ	8000	6,480貫	51.840	0.080
麻	3 0000	400	399.600	1.000
計	113 5000		2,065.311	

出典：『札幌農学校第四回年報』(明18)

表5 仁木・大江・山道の各村の状況(明治17年)

	計	仁木村	大江村	山道村
戸数	286戸	180戸	66戸	40戸
人員	1,158人	697人	294人	167人
墾段別	427.7町	324.7町	83.8町	19.2町
耕馬	79頭	52頭	10頭	17頭
耕牛	1頭	1頭	—	—
取高	3,427.8石	3,058.9石	279.0石	89.9石
その他	2,490貫	2,420貫	70貫	—

出典：『函館新聞』(明18・9・29)
 その他は、仁木村の分が藍・煙草、大江村の分は麻の収穫高である。

山道村についての資料をみることが出来ないのは残念であるが、明治十七年(一八八四)における仁木、大江、山道各村の農業に関するデータを「函館新聞」の中に見つけた。表5によれば、この三カ村の戸数二八六戸、人員一五八八人、墾成段別四二七・七町、食用作物の収穫高四二七・八石、工芸作物の収穫高二四九〇貫、耕馬七九頭、耕牛一頭であった。

以上のように、開拓期の農業を目的を中心にみた場合には、他の町村と同様に、第一に若干の工芸作物を除けば、大半は自給用の食用作物が栽培されたこと、第二に、適地作物を確定するために、養蚕や酪農・畜産を含めて多数の作目を試作したことなどを指摘することが出来る。それでは、このような開拓期農業から脱皮し、それなりの地域的特色をそ

った。表3によれば、明治十五年には豆類八、雑穀三、蔬菜類九、果樹四、合計二四品目、翌十六年には麦類一、豆類二、蔬菜類一、飼料類一、果樹一、工芸作物二、合計一〇品目の試作が行なわれた。明治十七年(一八八四)については不明であるが、表4によれば、明治十八年(一八八五)には米の試作が行なわれるとともに、麦類二、豆類二、雑穀四、蔬菜類六、工芸作物一、合計一五品目の植付けが行なわれた。その作付面積と収穫高は、麦類三五・八町(二七四・三石)、豆類四六・六町(一八五・九石)、雑穀二一・八町(二四二・七石)、蔬菜類五・

三町(略)、合計一〇九・五町(五〇二・九石)であった。生産価格をみると、麦類五三九・二元、豆類五三七・四円、雑穀三六〇・〇円、合計一、四三六・六円になる。作目ごと上位五品目をあげると、作付面積では大豆、裸麦、ソバ、小麦、小豆であり、収穫高では大豆、ソバ、裸麦、小豆であり、生産価格では大豆、裸麦、小麦、小豆、ソバであった。

なえた農業に、いつ、どのように転換が行なわれたのであろうか、転換の中味については後述することにして、ここでは、その転換に際して三井物産が大きな役割を果たしたことで、および、時的には明治二十年代後半から三十年代前半にかけてであったことをあらかじめ述べておく。そこで、三井物産の役割について検討しなければならぬが、まずは「仁木町史」を引用したい。

開拓者の成功ということは、自作の食物を得ることからやがてそれを商品として市場に売出し、生活し得る期間の早いほど成功したと言える。この換金作物生産は開拓者個人の努力によることは言うまでもないが、社会経済の構造、文化の発展が大きな役割を演ずるものである。入植者が当初に生産した作物は自家用をはるかに超えたものであっても、販売の仕組みもなく、運搬にも不便であれば、煙の隅に腐らしてしまうより方法がなかった。中略、道路が少しずつよくなり、馬が運搬に使用されるようになり、比較的高値をよぶ作物がはじめて換金されるのである。藍、雑穀類がその対象となったときから、人々は一個の産業経営者として独立した。それは既述の三井物産の仁木進出によって行なわれ、日清戦争、日露戦争、やがては欧州戦争と幾度も戦いの灰を浴びて、農民達は強固に根を張り生産を高め富を得ていった。

三井物産小樽支店 三井物産が仁木村に進出するに至った経緯を知る仁木出張所 ための唯一の資料は、仁木竹吉の「遺稿」であるが、これによれば、明治十五年(一八八二)一月に自分の世話した移民が一応安定のめどがついたので、他村の開拓のために村を去った竹吉が、明治二十一年(一八八八)三月に再び仁木村に姿を現わしたところ、家に相違して村は沈滞していた。村の再建をはかるべく竹吉が考えたのが三井物産との提携であり、旧知の同社支配人小山長重郎に働きか

産物ヲ買ヒ取り、農民ヲシテ規約ヲ破リテ委託販売ニ付スルコトナキニ至ラシメ、一方農民ハ度々会社ニ金品ヲ要求シテ多クノ貸付ケヲ受ケ、其間担保ノ土地ヲ其假流スノ傾向ヲ来タシタリ、会社ハ元々土地ヲ取ルノ目的ニ非ラズ、遂ニ委託販売ノ見込ナキヲ以テ明治三十年ニ至リ当地ヲ引キ上グルコトナレリ。

ところで、三井物産との提携が仁木村に何をたらしたか、その受けとめ方は一様ではないようである。とはいえ、これにより第一に、安値ながら安定した市場を確保出来たから、農民の生活が開拓当初からみれば多少とも向上したこと、第二に、土地の価格が上昇し、併せて未開地の開墾が進んだこと、そして第三に、三井物産との取引などさまざまな経験をつむことにより、農業経営者としての自立性をそなえるようになったことなどは否定出来ないところであり、これらの点をふまえれば、三井物産が開拓期農業からの転換を準備する役割を果たしたといえよう。

二、形成期の農業

開拓期農業 本村の農業は、明治二十年代後半から三十年代前半に至るからの転換 する時期に、開拓(黎明)期の農業から脱皮し、地域の自然的条件と社会経済的条件をふまえた、それなりの地域的特色をそなえた農業(形成期の農業)に転換したと考えられるが、このような転換の中味について、あらかじめ述べておきたい。

II 明 治 第一に、代表的作目が明確になったことである。「北海之殖産」第六

けを行なうことにより、具体化するに至ったという。同書に収録されている契約文書によれば、明治二十一年九月に仁木竹吉が依託監督人となり、同村農家一五〇家を代表して木村嘉長、泰清次郎、稲井菊太の三名が惣代として名を連ねている。提携の中味は、①農民たちの所有地を担保として農業資金を借入れること、その際に土地を三等級に分けて、上等地一戸分(一万坪)は三〇〇円、中等地は二五〇円、下等地は一五〇円を借入れること(条文不明)、②仁木の農作物は全て三井物産が依託販売を行なうこと(前文)、および担保にした土地に植付ける作物については、事前に三井物産と協議すること(第一九条)、③三井物産は社員を派遣して出張所を設置し、監視する権利をもつこと(第九条)、④三井物産は農家が必要とする日用雑貨や農業資材を販売すること(第一四条)、⑤農家に不正行為があつた場合には違約金を要求出来ること(第二九条)、⑥委託販売の契約の期限を明治二十一年九月より明治三十一年八月までの満一〇カ年とすること(第四条)、などであつた。しかし、古老たちの話によると、一〇カ年の契約期間はその終りはうやむやになつたようである。明治二十三年十一月に、三井物産が「夜の伽」と題する小冊子を農民たちに配布しているが、これによれば、契約に反して収穫物を小樽の商人に売つたり、収穫物を三井物産に納めるのに不良品が混入するなどの不正行為がまればはなく、あるいは厳格な検査に文句をつける者などいたという。これらの点について「大江村地史」によれば、

茲ニ於テ開墾ノ業ハ隆盛トシテ進歩シ来リ、全村化シテ一大良圃場トナリ其年額亦莫大ニ達シタリ。サレバ小樽ノ商人ハ物産会社ノ設ケラレテ産物ノ一手ニ販売セラルラ不便トシテ之ヲ崩サント計リ、会社以上ノ価ヲ以テ

表6 仁木全村の栽培作目とその需要先 (明治27年)

作目名	需用先	作目名	需用先
大小裸	自家用	ネ	自家用
○大	札幌、小樽	ギ	〃
○小	自家用	リ	〃
菜	東京	ヤ	〃
豆	〃	カ	〃
豆	〃	ス	〃
豆	〃	イ	〃
豆	〃	ツ	〃
豆	〃	サ	〃
豆	〃	ベ	〃
豆	〃	モ	〃
豆	〃	ガ	〃
豆	〃	ラ	〃
豆	〃	シ	〃
豆	〃	リ	〃
豆	〃	リ	〃
豆	〃	マ	〃
豆	〃	草	〃
豆	〃	種	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃
豆	〃	福	〃
豆	〃	井	〃
豆	〃	名	〃
豆	〃	古	〃
豆	〃	屋	〃
豆	〃	東	〃
豆	〃	京	〃

表7 『北海之殖産』にあらわれた作物

第25号	(明25, 7)	裸麦	藍	豇豆																
27	(明25, 9)	裸麦	藍	豇豆	小豆	亜麻	菜種	大豆	蔬菜類	そば										
33	(明26, 3)	裸麦	粟	小麦	そば		とうもろこし	馬鈴薯	豇豆	菜種	蔬菜類	亜麻								
36	(明26, 6)	裸麦	藍	蔬菜類	りんご		菜種	養蚕												
37	(明26, 7)	豆類	裸麦	藍	りんご		豇豆													
39	(明26, 9)	藍	豇豆類	裸麦	甘藍	(キャベツ)														
42	(明26, 12)	大豆	小豆	藍	豇豆															
44	(明27, 2)	大豆	藍	馬																
46	(明27, 4)	水田																		
47	(明27, 5)	裸麦	藍	豇豆	果樹	小麦														
48	(明27, 6)	藍	小麦	菜種	裸麦	粟	豇豆	果樹												
49	(明27, 7)	麥類	藍	豇豆																
50	(明27, 8)	菜種	裸麦	果樹	藍															
61	(明28, 7)	菜豆	裸麦	小豆	大豆	燕麦	水田													

出典：『北海之殖産』各号。() 内は刊行年月である。

表8 仁木村における主要農産物の収穫高と移出高(明治42年)

	収穫高	移出高
米	1,700石	400石
小麦	330	330
裸麦	3,600	2,400
燕麥	130	130
大豆	3,400	3,400
豆	320	320
福鶏	2,500	2,500
大豆	1,200	1,200
丸鶏	1,350	1,350
碗そり	70	70
菜	16万斤	16万斤
花計	30石	30石
	20	20
	14,650石	12,150石

出典：『大江村地史』

表9 大江村字馬群別における主要農産物の収穫高と移出高(明治43年)

	収穫高	移出高
豆	2,618石	2,618石
麦類	896	380
雑穀	553	300
計	4,067	3,298

出典：『大江村地史』

〔豆・豇豆(菜豆)・ソバ・粟・菜種・藍の八品目が適作物または特産物として位置づけられていた。また、表7は、『北海之殖産』の中でとり上げられている作物を示したものであるが、これらの八品目が全て含まれている外に、燕麥・蔬菜類・果樹・水田・亜麻・養蚕などがとり上げられている。これらは、新しい特産物になることを期待されている。〕

第二に、これと併行して商品生産化が進展したことである。表6でもとり上げられている三六品目のうち、自家用二七品目、本村内二品目(馬鈴薯・亜麻)、移出用七品目(小麦・大豆・小豆・ソバ・菜種・藍)であり、道内(札幌・小樽)、道外(東京・大阪・名古屋・福井)の各地に移出されていた。そして、代表的作物八品目であり、このこと自体(大豆・小豆・ソバ・菜種・藍)が移出用であり、このこと自体が、本村農業の商品生産化の進展をあらわしている。

このような動向は、明治三十八年(一九〇五)に函樽鉄道が開通したことによって加速されたと考えられる。『大江村地史』の中に、明治四十二年(一九〇九)の仁木村、および四十三年(一九一〇)の馬群別の主要農産物の収穫高と移出高のデータが含まれている。表8によれば、仁木村の主要農産物一三品目の収穫高一万四六五〇石のうち、一万二一

五〇石が移出されており、その割合(商品比率)は八二・九割に達し、とりわけ、米と裸麦を除く一五品目の商品比率は一〇〇割であった。また、表9によれば、馬群別の主要農産物三種類の収穫高一四〇六七石のうち三二九八石が移出されていたから、その商品比率も八一・一割であった。

第三に、のちに本村の代表的作物となる稲作と果樹栽培が、やはりこの時期に本格的にスタートしたことである。稲作にしろ、果樹栽培にしろ、試作を行なった人が少なからず存在したことは後述するが、稲作は、「水田(明治三十年頃)初メ出シ年々開ケテ良米ヲ産シツツアリ」(『大江村地史』)、果樹は、「明治二十七年頃より傾斜地を利用し、一般農家が広面積の栽培を行ふに至れり」(『大江村果園経営及成績』)とあるから、本格的なスタートはこの時期とみてよ。ちなみに、「北海之殖産」の中で、りんごの記事が初めて登場するのは第三六号(明治二十六年六月)であり、稲作のそれは第四六号(明治二十七年四月)である。

第四に、商品生産化の進展にとともに、農民の階層分化が始まったことである。小作農家が增加し、小作地率が拡大し、もともと小作制農場として出発したのも含めて、小作制農場が増加した。『北海道毎日新聞』(明26・12・13)によれば、

余市郡仁木村大江村地方の風俗一斑なりて或人は左の如く報道しぬ。村民の上位を占むるものは作人二名乃至五名を雇ひ自家所有の畑を耕耘せしめ重に亜麻、藍、大豆及び大小豆を栽培し傍ら商業を営み日常必需の需用品は大体自家の生産物を以て之れを充たし、中位者は自家所有の畑五千坪乃至一万坪を耕作し麦、芋、大小豆及び大豆等を播種し其收穫物を以

て生活と爲し、下位者に至つては所謂小作人にて他人の畑地を耕作せり。また、『北海之殖産』第四六号(明治二十七年四月)によれば

近來地方の富商紳士の農業に着眼するもの漸多きを来たし、土地抵当或は土地売切りに貸出をなし売買を行ふこと、近來頗る増加したるによるが如し。曩には三井物産会社の為に全田を失はんとし、今又た三紳商の為に余田を失はんとす豈概せざるへけんや(中略)本村農園の典物となり居るもの殆んど七分の多きに達す。而して借財の期限は概今秋に在り。故に本年の豊凶は地主と小作人との転覆するに否とに大なる關係を有す。斯くの如きの悲境に在るが故に逐次他に転移するもの輩出するに至れり。

この記述があり、本村の農園(耕地)の七割近くが借入金(担保)とされ、しかも、返済の期限が当該年の秋に設定されていることから、その年の豊凶如何によって、少なからぬ土地所有者が小作人に転落しかねない危機的状況が語られている。

三井物産は、明治三十一年(一九〇八)頃に仁木村の総反別七一五町歩のうち、六五町歩(九・一割)を所有するに至つたが(『北海道殖産状況報文』後志園一)、それはともかく農民の階層分化は否応なく進行し、その結果、上昇した人は生活の向上を実現した。『北海之殖産』第四四号(明27・2)に、「仁木村は創業以来已に十四星霜を経過するも、家屋は大概草葺なりしが近頃葺葺に代ふるもの俄かに増加している。本年の如きは家屋を新築するもの十余戸に及へり」と述べられている。他方で、下降を余儀なくされた人は、他の地域に転出するか、本村に留って小作人になるか、の選択を迫られた。

最初に入植した仁木村の徳島団体と、大江本村の山口団体のその後をみると、明治三十一年頃には、「最初二八リタル仁木竹吉等ノ団体民ハ

北海道仁木町の開拓者 北海道に藍作の地を求めた 仁木竹吉(児島村)粟島・善入寺島【の小高取(武士待遇)藍師の家出身】と藍に関する記述

漸次離散シテ現存セルモノ僅カニ二六戸許ニ過キス」(『北海道殖民状況報文』後志国一)となり、さらに四十四年(一九一〇)頃には、「現今明治二年度移住ニシテ一戸分以上ノ土地ヲ有スルモノハ僅々十四五戸ヲ存スルニ過キス」(『大江村地史』)という有様となった。但し、「殖民公報」第六一号(明治四四・七)には、「土地を失ひ他に移転せしも之に代るもの亦同様に同県移民にして、今尚ほ純然たる徳島県人のみを以て村落を形成せり」と述べられている。山口団体は最初の三年間に六二戸が入植したが、明治四十年(一九〇七)頃に四〇戸余に減少したという(『移住者成績調査(第二篇)』)。

ここで、小作制度の拡大について、本村の各地域ごとにもみておくことにする。明治三十二年(一八九九)頃に執筆されたと思われる『北海道殖民状況報文』後志国一』によれば、仁木村は、「農民ノ三分ノ二ハ自作、三分ノ一ハ小作ナリ」、大江本村は、「農民ハ多クハ自作ニシテ小作専業者ハ徳島県人数戸ニ過キス」とあるが、尾根内、長沢は、「大地積多ク其農民ハ近年入りタル小作者ナリ」として、多数の小作制農場をあげている。山道村は、「耕地ハ他町村人ノ所有ニ属スルモノ其半ヲ占メ從テ小作者自作者相半セリ」という状態であった。このように、地域ごとの違いも大きかったし、毛利農場の解放も行なわれたわけであるが、大勢としては、商品生産化の進展にもない農民の階層分化が進行し、小作制度が拡大したと考えられる。なお、明治四十三年(一九一〇)頃の本村全体の小作地率が、五九・九割に達したことも次節で改めてとり上げたい。

第五に、新しい技術の導入と普及が図られたことである。明治三十年代に入るとともに、一方では土地生産性をあげるべく、人糞・馬糞・人

造肥料(過燐酸石灰、など各種の肥料を散布することが一般化し、他方では、労働生産性をあげるべく、プラオやハローなどの農機具を導入したり、畜力を積極的に活用しようとする動きが拡がっていった。紙幅の制限もあり、具体的な事実をあげることは出来ないが、『北海之殖産』、『北海道殖民状況報文』後志国一』、『大江村地史』、及び各種の新聞に関連する記事が豊富に盛り込まれており、これらのことも、開拓期農業からの脱皮をはかりつつあった本村の農業の一面面として逸することは出来ない。

以下には、本村の代表的な作目の動向をたどることを通じて、開拓期農業からの転換について、より具体的にみていくことにする。

表10は、明治二十一年(一八八八)から四十二年(一九〇九)までの、本村における主要な作目の変遷を示したものである。大むね作付面積または収穫高の大きい順に並べてあるが、表6・表9をも参照しつつ、工芸作物(藍・菜種・亜麻・柁柳)を除く畑作物の動向をみていく。

表10などによれば、開拓・明治期の全期間にわたって、麦類、豆類、雑穀類が主要な作目であり続けたことは明らかである。これらの作目は、当初は全て自給用の食用作物であったが、のちには相当の部分が原料農産物として移出されるようになり、それとともに、若干の作目が本村における代表的な作目に成長していった。

「麦類」麦類の中では、初めは小麦が代表的な作目であり、札幌や小樽に移出されていた。明治二十年代半ば頃には、裸麦と燕麦が小麦に代り、とりわけ裸麦は、後述する菜豆に次いで本村を代表する作目の上り上った。それは、もともと自給用の食用作物であった裸麦が、「裸麦

表10 主要な作目の変遷 明治21年から42年まで

明治21年	明治22年	明治25年	明治26年	明治27年	明治28年	明治31年	明治32年	明治42年
全村	仁木村	仁木村	仁木村	大江村	大江村	仁木村	大江村	全村
「通称日」(明治21・22)	「通称日」(明治21・22)	「通称日」(明治21・22)	「通称日」(明治21・22)	「通称日」(明治21・22)	「通称日」(明治21・22)	「通称日」(明治21・22)	「通称日」(明治21・22)	「通称日」(明治21・22)
大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆
小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦
燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦
菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆
粟	粟	粟	粟	粟	粟	粟	粟	粟
雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀
馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯
大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆
小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦
燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦
菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆
粟	粟	粟	粟	粟	粟	粟	粟	粟
雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀
馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯
大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆
小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦
燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦
菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆
粟	粟	粟	粟	粟	粟	粟	粟	粟
雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀
馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯
大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆
小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦
燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦
菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆
粟	粟	粟	粟	粟	粟	粟	粟	粟
雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀
馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯
大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆
小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦	小麦
燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦	燕麦
菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆	菜豆
粟	粟	粟	粟	粟	粟	粟	粟	粟
雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀	雑穀
馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯

明治31年までは、作付面積の多い順になっている(但し、明治31年は順不同。明治42年は、収穫高を示し、全村、仁木、大江の分は収穫高の多い順になっている。然別、上山道の方は記載がない。

八三分ノ一ハ自家ノ飯料ニ充テ(『大江村地史』)とあるように、本村においては大半が移出されるようになったからであった(表8を参照)。

『北海道農業発達史』によれば、明治二十年代から三十年代にかけて、北海道の中でも後志地方は石狩地方と並ぶ裸麦の特産地であった。なお、明治三十一年(一八九八)頃には、仁木・大江ともに裸麦と大豆の二毛作が行なわれていた(『北海道殖民状況報文』後志国一)。

「豆類」豆類の動向を述べる前に、各種の資料にみられる豆類の名称の混乱を正すために予備的説明が必要とされる。主要な豆類の種類は、大豆(大豆)、あづき(小豆)、いんげんまめ(菜豆)、やえなり(緑豆)、

さきげ(紅豆)、そらまめ(蚕豆)、えんどう(豌豆)、なんきんまめ(落花生)などである。表10などに数多く登場する紅豆はさきげのはずであるが、これが実は間違いないのである。というのは、『北海之殖産』などで、紅豆の品種として大福豆、中福豆、鶉豆、姉子豆をあげているが、これらは全て菜豆の品種であるからである。このような間違いは明治三十年(一八九七)頃から次第に正されていったようである。

ところで、北海道における豆類の生産は、「黎明期は試作・自給生産の時代であり、また形成期は一九一〇年(明治四十三)を境に、前期の大豆・小豆中心の商品生産拡大期と、後期の輸出向け菜豆・豌豆を中心

とする商品生産発展期とに区分される(「北海道農業発展史」という。ひるがえって本村における豆類の動向をみると、黎明期の試作・自給生産の時代から、形成期の前期における大豆・小豆中心の商品生産拡大期に至ったことは間違いないところであるが、早くも明治二十年代半ば以降には、府県への移出に支えられつつ、紅豆(実は菜豆)生産が急増していく。

すなわち、「明治一九年より大豆作り始めメダシは成績良好一段歩四石ノ収穫アリ、且高価ニシテ石二〇円ノコトスラアリシ為益々之ヲ作ルコト盛ニナリ、畑作物中主要ノ位置ヲ占ムルニ至レリ」とあるように、本村における菜豆の栽培は明治十九年(一八八六)に始まった。そして、生産された菜豆の大半は、「余市郡は大角豆(菜豆)の産額近年非常に増加し盛に京阪地方に輸出しつつあり」(「道毎日」明30・10・19)とあるように、府県に移出され、製酪、製菓原料となった。表8によれば、明治四十二年(一九〇九)の仁木村において、菜豆(大福豆・鶏豆)は収穫高・移出高で第一位を占めるとともに、生産された菜豆は全て移出された。このように、本村においては明治二十年代半ば以降に菜豆・大豆・小豆の生産が急増した結果、「余市郡仁木山道村等の農家は重に豆類を作るの有機にて中には之を専業と為す者ある由(「道毎日」明27・12・7)」というように、豆類生産に専門化する農家が出現した。「雑穀」雑穀と言いう方には広狭ニ義があるが、ここでは狭義の雑穀として粟、黍、稗、ソバ、トウモロコシを意味している。雑穀類は典型的な自給用の食用作物であったから、開拓(黎明)期においては代表的な作物として位置づけられており、それだけに農業の商品生産化が進み、また、米作が本格化するにともないその地位は必然的に低下してい

自給用の食用作物とともに藍も三・五町の植付けが行なわれたが、これは全耕地の一〇割に当たる。明治十四、十五年には各々、三・〇町、一〇町の植付けが行なわれたとともに、一部で製藍が試みられた。ここまでは多分に試作の意味合いが強かったと思われが、明治十六年(一八八三)には、藍の作付面積は一季に五〇・〇町に拡大した。これは全耕地の実に六〇割に当たる。前掲の『北海之殖産 第二四号』に、「明治一六年初めて藍作を起し耕地一〇中の七八は皆藍を植えし」とあるのは、藍作が本格化せんとしたことを表わすものであろう。しかし、この結果は悲惨なものであった。「不幸にして早魁甚しく一回の降雨なかりしかは大いに目的を失ひ」(同前)とあるように、この年の藍作は大凶作になったからである。

表11 余市郡における藍栽培の推移

年	作付面積	収穫高	反	取
明治13 (1880)	3.5町	1,575貫	45.0貫	—
14 (1881)	3.0	1,120	37.3	—
15 (1882)	10.0	3,000	30.0	—
16 (1883)	50.0	—	—	—
17 (1884)	7.0	2,000	28.6	—
18 (1885)	3.3	—	—	—
19 (1886)	—	—	—	—
20 (1887)	19.7	6,941	35.2	—
21 (1888)	35.2	14,080	40.0	—
22 (1889)	73.9	25,865	35.0	—
23 (1890)	10.0	4,200	42.0	—
24 (1891)	1.3	309	23.8	—
25 (1892)	18.0	6,300	35.0	—
26 (1893)	120.0	40,000	33.3	—
27 (1894)	179.1	53,730	30.0	—
28 (1895)	133.3	42,724	32.1	—
29 (1896)	94.9	43,203	45.5	—
30 (1897)	257.1	74,480	29.0	—
31 (1898)	203.3	39,310	19.3	—
32 (1899)	181.9	35,281	19.4	—
33 (1900)	177.3	34,721	19.6	—
34 (1901)	28.6	3,344	11.7	—
35 (1902)	9.7	2,765	28.5	—
36 (1903)	6.9	2,800	40.6	—

出典：富士田金輔「北に渡った藍」(『北海道を探る』第28号、平7)

明治18年までの数値は仁木村の分のみである。

った。表10によれば、明治三十年(一八九七)頃まではそれなりの地位を保っていたものの、四十年代に入るとその地位は決定的に低下していった。「蔬菜類」蔬菜類については、「蔬菜六六抵自家用トナス」(「大江村地史」とあるように、大部分は自家用に消費された。そのためか、表10をみても馬鈴薯が主要な作物の地位に名を連ねるのみである。馬鈴薯は、明治二十年(一八八七)に毛利農場で澱粉製造所を設立したことが「北海道毎日新聞」(明21・4・28)にみえる。これについては、「大江村地史」に、「成績頗ル良カリシモ備安クシテ一斤二三錢ナリシガ為収支償ハズ終ニ之ヲモ止ム」と述べられている。さらに、同書には、仁木村に蔬菜栽培を専業とする五戸の農家が存在したことを述べているが、これも地場消費用であったと考えられる。

藍栽培の興廃

「北海之殖産」第二四号(明25・6)に、「後志国余市郡仁木村は高知果士族仁木竹吉藍作を目的として、同志者一七戸(人員三六〇)を率ひ団結移住したる村落にして、専ら徳島県阿波国の人民なり」とあるように、仁木村に入植した徳島団体の最も大きな特徴は、北海道における藍作を目的としていたことである。仁木村における藍作については、富士田金輔「北に渡った藍」余市郡仁木村の場合(『北海道を探る』第二八号)という労作があるため、主としてこれに依拠しつつ、以下に藍栽培の動向をみていく。「最初移住ノ目的ハ藍作ナリシカ、当時大樹密生シ熊笹類繁茂スルヲ以テ開拓頗ル困難ニシテ、一日一人ノ努力ヲ以テ一二坪乃至二五坪ヲ成墾スルニ過キサリシ」(「北海道殖民状況報文」後志国一)というように、極めて困難な開墾を進めながら、明治十三年(一八八〇)には、各種の

表11によれば、藍作はしばしば沈滞を余儀なくされたが、明治二十年(一八八七、八八)に一つの転機が訪れた。まず、明治二十年、篠路興産社(明治十四年設立、本社徳島、のち札幌)が製藍事業を拡大すべく、道内各地の藍作の奨励にのり出した。その奨励の方法は、予め作付面積を定めて、これに相当する種子、肥料、機械などを貸付け、葉藍買入れ代金をもって精算するというものであった(『殖民公報』第八号、明35・5)。翌二十一年には、仁木村に出張所を設立した三井物産が、葉藍の買付けをも行なうことになった。これまでの越後商人や京阪地方の商人に加えて、篠路興産社と三井物産が藍の買付けに参入したことで出荷先が増えることになり、藍の価格も安定したことであろう。「北海道殖民状況報文」後志国一によれば、「明治二十年頃農民ニ資本ヲ貸与シ藍作ヲ奨励スルモノアリ、斯業勃興シテ漸ク其志ヲ達スル事ヲ得、遂ニ本村重要ノ農産物トナリ今日ノ勢ヲ呈スルニ至レリ」と述べられている。表11によれば、年によるバラツキはあるものの、明治二十年代初めから三十年代前半まで、余市地方の藍作は活況を呈した。仁木村においては、明治三十一年(一八九八)の藍の作付面積は一五〇町余りであり、これは全耕地の二一・〇割に当たったという(同書)。

その後、仁木村の藍作は、明治三十三年(一九〇〇)を境にして急激に衰退していくが、以下に述べるような要因が考えられる。第一に、大局的にはインド藍の輸入増加に加えて、明治二十五年(一九〇二)以降にドイツの化学染料(人造藍)が輸入されるようになり、次第に化学染料が主流になっていったことである。第二に、より直接的な要因として、主たる購買者であった篠路興産社が、明治三十年に製藍事業を中止したことである(この要因を重視するのは、平井松平「北海道藍の地域的展開」

浮田典良編『日本の農山漁村とその変容』所収。第三に、生産者である農民側の要因として、この時期、漸く普及し始めた稲作への転換が考えられる。稲作と藍作の作付地は湿地帯であることから競合せざるを得ず、稲作の増加はそのまま藍作の減少となった(この要因を重視するのは、富士田論文である)。

稲作の始まり

表12は、明治期における稲作にかかわる動きをまとめてあるが、これによれば、第一に、稲作の始まりは、仁木村(明治十五年)、大江村(明治十六年)、山道村(明治二十七年)とあるから、山道村を除けば、開拓とともに試作されていたことは明らかである。その後、多くの人々によって試行錯誤がくり返され、一応軌道に乗るのは明治三十年(一八九七)頃と考えられる(既述)。「大江村地史」によれば、明治四十二年(一九〇九)の全村における米の収穫高は三一五五石、(全作目四四位、以下同じ)、その生産額は三万二八六円(三位)であり、村別の収穫高をみると、仁木村は一七〇〇石(四位)、大江村は七〇七石(一位)であった。なお、明治四十年(一九〇七)における大江村の山口団体の場合、作付面積に占める割合は四・四割にすぎなかったものの、四八戸中二二戸(四五・八割)が稲作に手を染めていた(「移住者成績調査」第二篇)。

第二に、「北海タイムス」(明35・5・30)の記事に、「年々自家の食料米を収穫するが、本年よりは他に販売するに至るべし」とあるように、明治三十年代半ば以降になると米の移出も始まった。大江村については不明であるが、仁木村については、明治四十二年(一九〇九)における米の収穫高一七〇〇石中の四〇〇石(二三・五割)が移出された(表8を参照)。

表12 稲作にかかわる動き

明治15	仁木村	「明治十五年管内稲作表」に2反の作付け、4石の収量の記録。	『巡察使一件録』
16	大江村	約3畝の水田を試みたが、結果に至らなかった	『仁木町史』
17	大江村	毛利農場事務所に於て水田ア作フレンジ成績不良ニシテ終止ム。	『大江村地史』
26	仁木村	近來水田を耕作せんとするものに多きを告げ、とある。	『北海之殖産』第46号
27	仁木村	木下賢義が稲作を試みたが、好結果を得ず。	『道毎日』(明28.6.5)
〃	山道村	宮本辰蔵、1反歩8斗の収穫を得た。	『移住者成績調査』(第1篇)
28	大江村	大原次郎、60坪の水田稲作の試験をなせり。	『北海之殖産』第61号
〃	仁木村	島田政吉、5反歩の水田を試作。	『道毎日』(明28.6.5)
29	仁木村	泰浦次郎、水田を作りて稲作を試みんとすの計画。	『道毎日』(明29.5.8)
30	仁木村	水田ハ明治三十年ヨリ初メ出シ年々開ケテ良米ヲ産シツツアリ。	『大江村地史』
〃	仁木村	森銀之丞ら、中の沢の水を殿川宗太郎が水車を利用して揚水し、水田を試作。	『仁木町史』
34	仁木村	森銀之丞、笠井永蔵ら、18万坪を造田にするために、水路を作る計画。	『仁木町史』
35	大江村	水田はつとに開け、年々自家の食料米を収穫するが、本年よりは他に販売するに至るべし。	『北タイ』(明35.5.30)
41	大江村	大原弥作ら、水利組合を設立して畑地を水田に転換し、翌年より稲作を開始。	『大江村地史』
42	大江村	元木庄三郎百二十町歩ノ水田ヲ起サントシテ灌漑溝、施設中ナリ。	『大江村地史』

第三に、稲作を行なうためには、灌漑溝を開削することが必要とされるが、「仁木町史」(二八五頁)に鹿島直人村長の発言として以下の如く述べられている。

水田開発奨励ノ結果、字長沢ヨリ水利土功組合ノ設置出願アリ、大江本村ノ灌漑溝ハ既ニ着手シアルモ目下之カ認可出願手續嚴重督促中ナリ、其ノ他個人又ハ数人共同ヲ以テ灌漑溝開サク出願セシモノ其ノ数數十件ニ達シタルモ許可済ノモノハ其ノ一二止マリ、目下其ノ筋ニ於テ御詮議中ニ属ス、而シテ是等ハ奨励ノ結果、時運ノ促進トシテ見ルヘシ

このような動きを代表するものとして、明治三十四年(一九〇一)の仁木村における森銀之丞・笠井永蔵らの努力、四十一年(一九〇八)の大江村における大原弥作らの努力、四十二年(一九〇九)の長沢における元木庄三郎らの努力についても、「仁木町史」が詳細に伝えている。

果樹栽培 ここでは、まず、明治期の北海道におけるりんごの商品の始まり、化動向をみていく。

明治初年以來、開拓使の保護政策のもとに出生した北海道におけるりんご生産は、明治十年代にほぼその導入奨励期ともいうべき時代を終り、二十年代になってようやく自然に適應した栽培技術が一応形成されるとともに、積極的な商品化が急速に推し進められるに至った。ここにりんごの栽培が、專業經營として発展しうる基礎が確立されたのである。

すなわち、明治二十年代になると、りんごの生産量もかなり増加し、二十五年頃から内地へ移出され、二十七年には海外への輸出(ワラジオストック、サガレン、ニコライエフスク、上海、香港)も始まる。こうして、三十年には、北海道のりんごは内地市場において独占的な地位を獲得し、道産りんごの名声は大いに高まった。しかし三十年代末期になると、病害虫の大発生によって、生産者が著しい

打撃を受けるに至り、また四十年代には内地市場において青森産りんごが急速に進出し、次第に北海道産りんごが駆逐され、また大正初期には、ワラジオストックへ輸出されていた本道産りんごにロシアの輸入禁止令が適用されることになり、輸出額も急速に減少した。こうして明治三十年代末期から大正初期にかけて、北海道におけるりんご

表13 りんご栽培にかかわる動き

大字仁木村	明13、開拓使庁より数十本のりんごの苗木を下付され、村内の希望者に分配 明20、木村喜平・曾我部竹蔵・西岡初蔵、余市より苗木200余本を購入、圃場に栽培 明24、野村為次郎・関井善平、余市、札幌方面より苗木を購入、圃場の過半に栽培 明27、この頃、一般農家が傾斜地を利用し、広い面積での栽培を始めた
大字大江村	明14、毛利農場事務所より苗木7種40余本を交付、試植を奨励 明16、栗屋貞一、東京三田農場より苗木90本を購入、併せて札幌官園より100余本を松下
大字大江村 字馬群別	明33、荒川仁助(山川農場小作人)、倭錦・緋衣・祝・紅玉などを栽培 明40、楨埜幾太郎、大江村より苗木10余本を移植、一般農家の栽培のきっかけとなる
字尾根内	明35、久保筆助(久保農場監督)、苗木を試植
字長沢	明37、元木庄三郎、札幌興農園より赤龍・祝・国光などの苗木600本を購入、栽培
大字山道村 字下山道	明12、開拓使庁より苗木を下付 明27、宮本辰蔵、札幌、余市より苗木850本を購入、栽培 明28、飯田辰蔵、約3町歩の栽培を始め、その後、隣家が相競って栽培
字砥の川	明29、鏡某(林長左衛門の小作人)、苗木を試植 明30、野崎嘉平・小笠原熊次郎が続き、一般農家の栽培をみることになった

出典：余市病理昆虫研究所「最新北海道果樹栽培実説」(大5)大江村農会「大江村果樹園経営及成績」(大7)